

伊達市 計画素案

第3期 障がい者計画
第5期 障がい福祉計画
第1期 障がい児福祉計画

2018年(平成30年)3月

福島県伊達市

目次

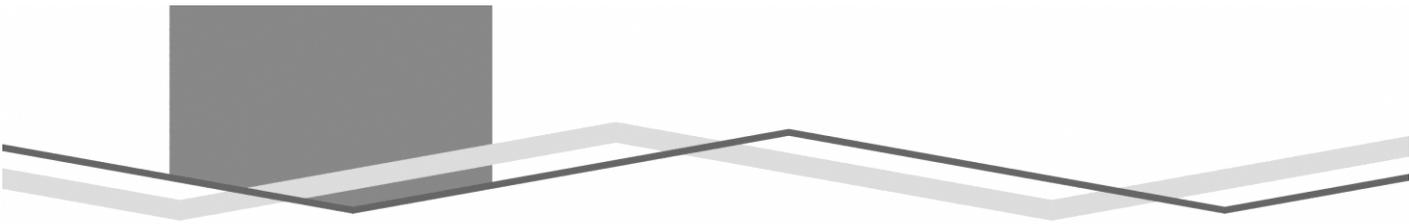
第1編 計画策定にあたって	1
第1章 計画策定の趣旨	3
1 計画の趣旨	3
2 法令の根拠	4
3 計画の位置づけ	5
4 計画の期間	6
5 計画の策定体制	7
(1) 伊達市障がい者計画等策定委員会の設置	7
(2) ニーズ調査の実施	7
6 障がい者福祉をめぐる動向	7
(1) 障害者差別解消法の施行	7
(2) 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	7
(3) 発達障害者支援法の改正	8
第2章 障がい者及び障がい児を取り巻く現状	9
1 人口構造	9
2 障がいのある人の推移	12
3 身体障がいのある人の状況	13
4 知的障がいのある人の状況	15
5 精神障がいのある人の状況	17
6 就学状況	19
第3章 計画の基本的な考え方	22
1 基本理念	22
2 基本理念を実現するための4つの視点	23
視点Ⅰ 地域での暮らしを支えるために	23
視点Ⅱ 地域で自分らしく安心のために	23
視点Ⅲ 地域生活へ移行できるように	23
視点Ⅳ 地域で学び・働くために	24
第2編 障がい者計画の展開	25
第1章 障がい者計画の基本的な方向性	27
1 障がい者計画の展開の柱	27

視点Ⅰ 地域での暮らしを支えるために.....	27
視点Ⅱ 地域で自分らしく安心のために.....	27
視点Ⅲ 地域生活へ移行できるために.....	28
視点Ⅳ 地域で学び・働くために.....	28
2 計画の体系.....	29
第2章 障がい者計画の施策展開	30
視点Ⅰ 地域での暮らしを支えるために.....	30
展開Ⅰ 生活支援.....	30
現状と課題.....	30
施策の展開.....	35
(1) 相談支援体制の充実.....	35
(2) 在宅サービス等の充実.....	35
(3) 障がい児支援の充実.....	36
(4) 地域共生社会への取組み.....	36
展開Ⅱ 差別の解消及び権利擁護の推進.....	38
現状と課題.....	38
施策の展開.....	40
(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進.....	40
(2) 権利擁護体制の促進.....	40
視点Ⅱ 地域で自分らしく安心のために.....	42
展開Ⅲ 情報のアクセシビリティ（利便性）.....	42
現状と課題.....	42
施策の展開.....	45
(1) 情報提供の充実等.....	45
(2) 情報・コミュニケーション支援の充実.....	45
展開Ⅳ 安全・安心.....	46
現状と課題.....	46
施策の展開.....	48
(1) 防災対策の推進.....	48
(2) 防犯対策等の推進.....	48
視点Ⅲ 地域生活へ移行できるために.....	49
展開Ⅴ 保健・医療.....	49
現状と課題.....	49
施策の展開.....	52

(1) 保健・医療の充実等.....	52
(2) 難病患者への支援充実.....	52
展開Ⅵ 生活環境.....	53
現状と課題.....	53
施策の展開.....	55
(1) 障がいの社会モデルの理解促進.....	55
(2) 生活環境のバリアフリー化の推進等.....	55
視点Ⅳ 地域で学び・働くために.....	56
展開Ⅶ 教育、社会参加・余暇活動等.....	56
現状と課題.....	56
施策の展開.....	58
(1) 療育と教育の充実.....	58
(2) 社会参加・余暇活動等の振興.....	59
展開Ⅷ 雇用・就業.....	60
現状と課題.....	60
施策の展開.....	64
(1) 障がい者雇用の促進.....	64
(2) 総合的な就労支援.....	64
第3編 第5期障がい福祉計画の展開 第1期障がい児福祉計画の展開.....	65
第1章 2020(平成32)年度の数値目標.....	67
1 福祉施設入所者の地域生活への移行.....	67
2 地域生活支援拠点等の整備.....	68
3 福祉施設利用者の一般就労への移行.....	69
4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について.....	70
5 障がい児支援の提供体制の整備.....	70
(1) 2020(平成32)年度末時点の児童発達支援センターの設置数.....	70
(2) 2020(平成32)年度末までの保育所等訪問支援利用体制の構築.....	70
(3) 2020(平成32)年度末時点の、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所数.....	71
(4) 2018(平成30)年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置.....	71
第2章 障がい福祉サービスの見込量と考え方.....	72
1 訪問系サービス.....	72
(1) 居宅介護.....	72

(2) 重度訪問介護.....	72
(3) 同行援護.....	72
(4) 行動援護.....	72
(5) 重度障がい者等包括支援.....	72
2 日中活動系サービス.....	73
(1) 生活介護.....	73
(2) 自立訓練（機能訓練）.....	73
(3) 自立訓練（生活訓練）.....	74
(4) 就労移行支援.....	74
(5) 就労継続支援（A型）.....	75
(6) 就労継続支援（B型）.....	75
(7) 就労定着支援.....	76
(8) 療養介護.....	76
(9) 短期入所.....	77
3 居住系サービス.....	78
(1) 共同生活援助（グループホーム）.....	78
(2) 施設入所支援.....	78
(3) 自立生活援助.....	79
4 相談支援.....	79
(1) 計画相談支援.....	79
(2) 地域移行支援.....	80
(3) 地域定着支援.....	80
5 障がい福祉サービスの見込量一覧.....	81
第3章 障がい児支援の見込量と考え方	82
1 障がい児通所支援.....	82
(1) 児童発達支援.....	82
(2) 放課後等デイサービス.....	82
(3) 保育所等訪問支援.....	83
(4) 医療型児童発達支援.....	83
(5) 居宅訪問型児童発達支援.....	84
2 障がい児入所支援.....	84
(1) 福祉型児童入所施設.....	84
(2) 医療型児童入所施設.....	84
3 障がい児相談支援.....	85
4 障がい児支援の見込量一覧.....	85

第4章 地域生活支援事業の見込量と考え方	86
1 理解促進研修・啓発事業.....	86
2 自発的活動支援事業.....	86
3 相談支援.....	87
4 成年後見制度利用支援事業.....	89
5 成年後見制度法人後見支援事業.....	89
6 意思疎通支援事業.....	90
7 日常生活用具給付等事業.....	91
8 手話奉仕員養成研修事業.....	92
9 移動支援事業.....	93
10 地域活動支援センター.....	93
11 その他の事業.....	94
第5章 見込量確保のための方策と計画の推進体制	99
1 見込量確保のための方策.....	99
2 計画の推進体制.....	101
(1) 庁内の推進体制の整備と市民・関係機関等の連携.....	101
(2) 計画についての広報・啓発の推進.....	101
(3) 計画の進行管理.....	101
資 料 編	103
1 ニーズ調査結果にみる障がい者福祉の現状.....	105
2 伊達市障がい者計画等策定委員会名簿.....	109
3 伊達市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画 策定経過.....	110



第1編 計画策定にあたって



第1章 計画策定の趣旨

1 計画の趣旨

現在、障がい者福祉を取り巻く環境は大きな変化をみせています。

国においては、2003（平成15）年4月から利用するサービス内容を決定する従来の「措置制度」に替わって、利用者自らサービスを選択し契約を行う「支援費制度」が導入され、障がい福祉サービスの利用が拡大しました。

また、支援費制度における公費負担の割合の増加や障がい種別ごとの制度体系の弊害、障がい福祉サービスの地域間格差などがあり、障がい福祉サービスの一元化、自立支援型システムへの転換、制度の維持可能性の確保の観点から、障がい者の地域生活と就労を支援し、自立を支援するための法律として、2006（平成18）年4月に「障害者自立支援法」が施行されました。

障害者自立支援法制定後、障がい者に係る総合的な福祉法制の制定を行うため、障がい者制度改革推進会議が設置され2013（平成25）年4月には、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに障がい者の定義に難病等を追加し、2014（平成26）年4月から重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されています。

同じ2013（平成25）年には「障害者雇用促進法」の改正により、2016（平成28）年度から雇用分野における障がい者の差別の禁止、合理的な配慮の義務が定められています。

さらに、2016（平成28）年4月には障がいを理由とする差別解消の推進に関する「障害者差別解消法」の施行、同年6月の「児童福祉法」改正、2018（平成30）年4月には障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため「障害者総合支援法」の一部改正が施行され、障がい者の地域生活を支援するための新たなサービスの創設や、障がい児支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充のほか、サービスの質の確保及び向上を図るための様々な環境整備が進められています。

本市においては、「障がいのあるなしにかかわらず、くらしやすい福祉のまちづくり」の基本理念のもと、「一生涯を通じたトータルなサポート」、「いつでも誰でも気軽に利用できる福祉サービス」、「共にくらし、共に創る福祉のまち」の実現を基本目標として事業の推進を図り、障がい福祉施策の充実に努めてきました。

今後、制度が大幅に変わる中、障がいの有無に関わらず、お互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け、国の「障害者基本計画」及び県の「障がい者計画」、「障がい児福祉計画」との整合性を図りながら、新たな「伊達市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の策定をするものです。

2 法令の根拠

本計画は、障害者基本法第 11 条に基づく法定計画「障がい者計画」と障害者総合支援法第 88 条に基づく法定計画「障がい福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「障がい児福祉計画」を一体的に策定したものです。

「伊達市障がい者計画」は、障がい者の自立と社会参加を促進するための施策の基本的な方向性を示すものです。

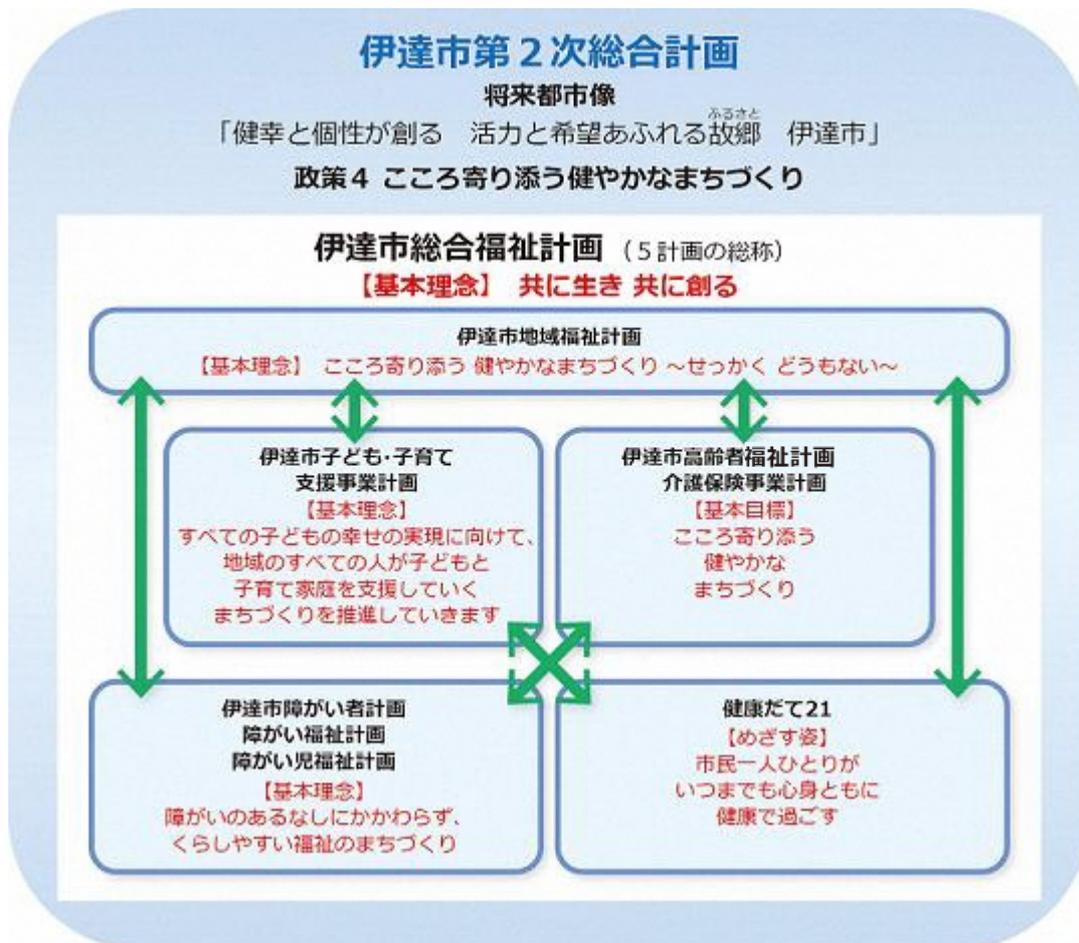
「障がい福祉計画」は、障がい者福祉サービス又は相談支援の種類ごとの必要な量の見込及び、その見込量の確保のための方策を定めるものであり、「伊達市障がい者計画」に掲げる一定分野の実施計画的な位置付けとして策定するものです。

「障がい児福祉計画」は、障がい児のサービス提供体制の整備等を計画的に構築するものです。

3 計画の位置づけ

この計画は、伊達市のまちづくりの総合的指針である「伊達市第2次総合計画」を上位計画として、その整合性を図りながら策定しました。

伊達市では新市合併後の保健・福祉関連計画として、「伊達市地域福祉計画」、「伊達市子ども・子育て支援事業計画」、「伊達市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「健康だて21」、「伊達市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の5計画を策定し、それらの総称を「伊達市総合福祉計画」としています。

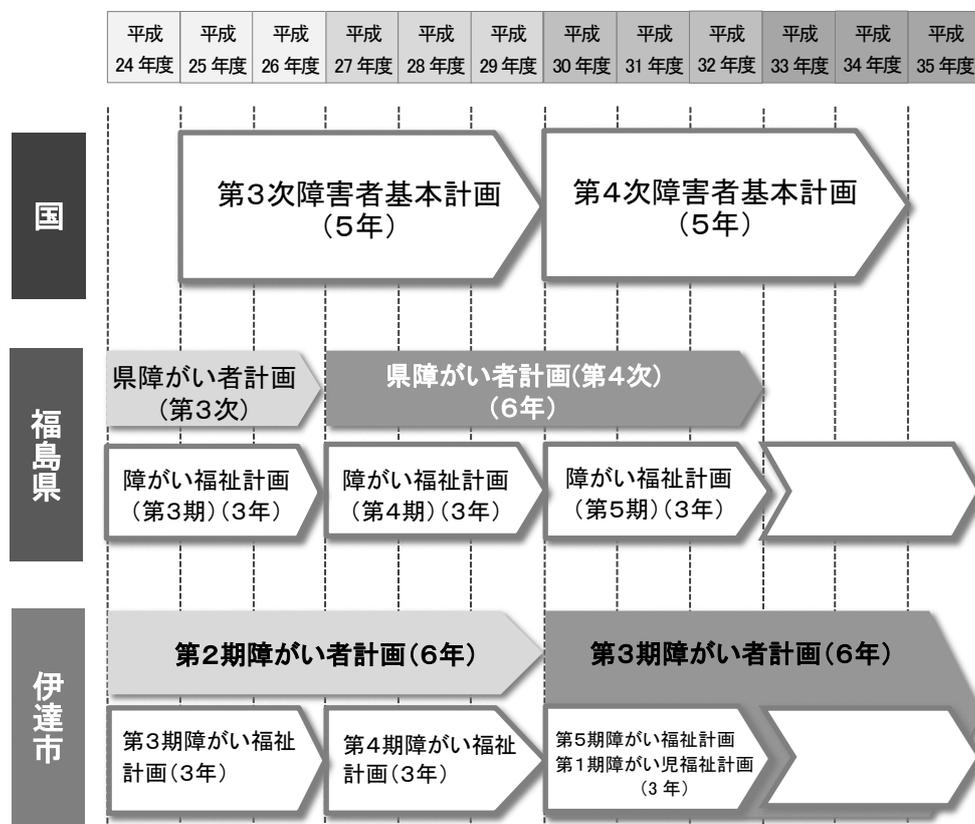


4 計画の期間

「伊達市障がい者計画」は、障害者基本法に基づく障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画であり、2018（平成 30）年度を初年度とし、2023（平成 35）年度を目標年度とする 6 年間で計画期間とします。

また、「第 5 期障がい福祉計画」、「第 1 期障がい児福祉計画」は障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、2020（平成 32）年度までの新サービス体系への移行を念頭に置きながら、2018（平成 30）年度から 2020（平成 32）年度までの 3 年間で計画期間とします。

■ 計画の期間



5 計画の策定体制

本計画の策定にあたって、以下のような体制で行いました。

(1) 伊達市障がい者計画等策定委員会の設置

「伊達市障がい者計画等策定委員会」を設置して、各界の有識者や市民各位からの提言をいただきながら、計画内容の検討・討議を行いました。

(2) ニーズ調査の実施

障がい者の生活全般に関する実態や自立支援給付の利用状況等を把握するとともに、地域の特性や実情に応じた計画策定の基礎データとするためニーズ調査を実施しました。

■ 回収結果

	送付数	総回答数	回収率
生活と福祉に関する ニーズ調査	3,799 人	1,669 人	43.9%

調査方法 郵送配付・郵送回収

調査期間 2017（平成29）年8月7日～8月25日（19日間）

6 障がい者福祉をめぐる動向

(1) 障害者差別解消法の施行

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、2013（平成25）年6月に「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、2016（平成28）年4月に施行されました。

この法律は、障害者基本法第4条「差別の禁止」を具体化するものとして、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」の禁止や、相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等の障害を理由とする差別を解消するための支援措置について定めています。

(2) 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」は2012（平成24）年6月に成立し、2014（平成26）年4月に完全施行されました。障害者自立支援法に規定していた法律の目的を変更し、改正障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けるとともに、難病等により障害がある者が追加されました。

この法律は施行3年後に見直すこととされており、2015（平成 27）年の社会保障審議会障がい者部会の報告書をもとに、2016（平成 28）年5月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」が成立しました。

障がい者が自ら望む地域生活を営むことが出来るよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うもので、一部を除き2018（平成 30）年4月に施行されます。

（3）発達障害者支援法の改正

「発達障害者支援法」は、2004（平成 16）年に成立し、2005（平成 17）年4月から施行されました。本法が施行されて以降、発達障がい者に対する支援は着実に進展し、発達障害に対する理解促進も図られてきました。

その一方で、施行から10年が経過し、例えば乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援など、時代の変化に対応したより細かな支援が求められてきたことから、発達障がい者への支援の一層の充実を図るため、発達障害者支援法の一部を改正する法律が2016（平成 28）年5月に成立し、同年8月から施行されました。

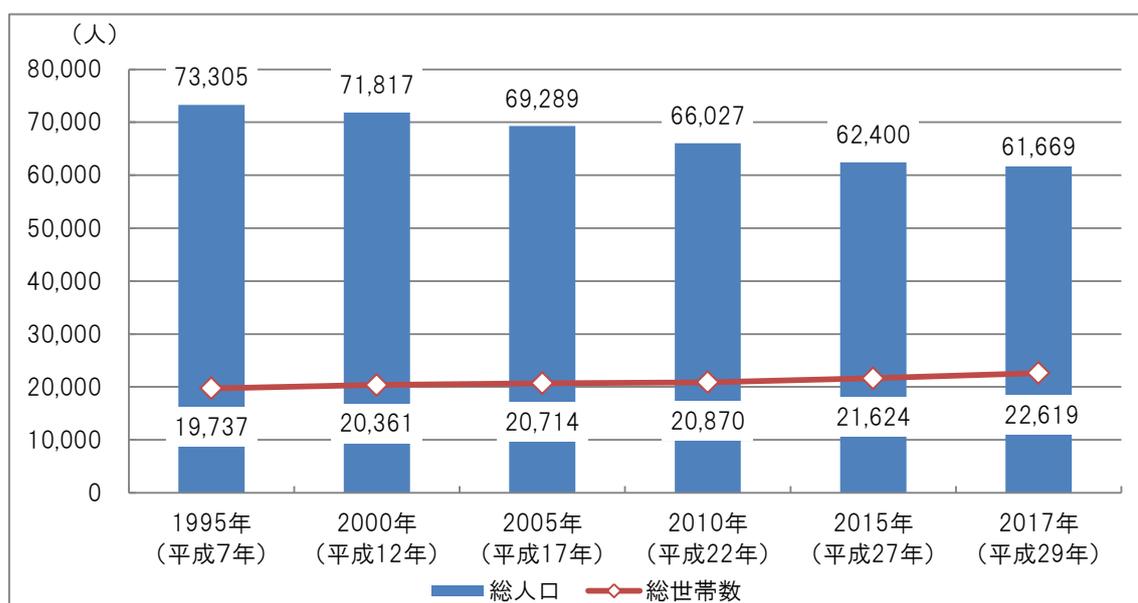
第2章 障がい者及び障がい児を取り巻く現状

1 人口構造

伊達市の総人口は年々減少する一方で、世帯数は年々増加する傾向にあり、世帯構成人数が少なくなる核家族化の進展が伺えます。

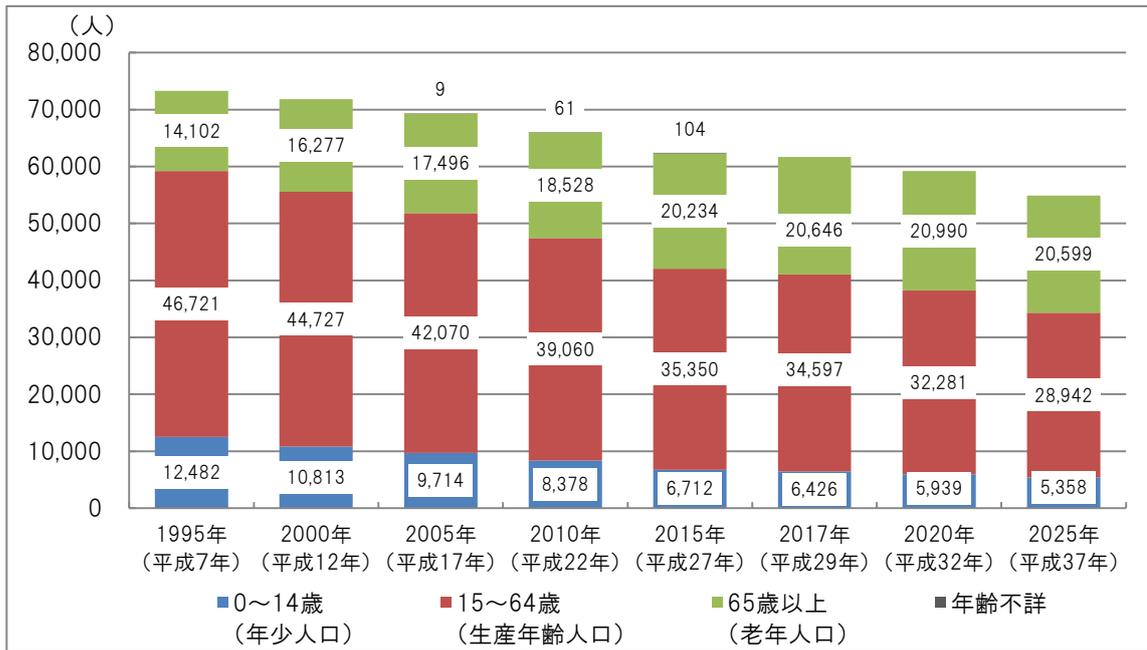
年齢3区分別に見ると、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口は年々減少しているのに対し、65歳以上の高齢者人口は東日本大震災以降も年々増加しており、高齢化の様子がうかがえます。

■ 総人口・世帯数の推移



国勢調査/2017(平成29)年は住民基本台帳10月1日現在

■ 年齢の推移



国勢調査/2017(平成 29)年は住民基本台帳 10 月 1 日現在

■ 人口推計

単位: 人

区分	実績値	推計値			
	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年)	2025 年度 (平成 37 年度)
40 歳未満	20,606	20,060	19,547	18,947	16,535
40~64 歳未満	20,417	19,995	19,606	19,273	17,765
65 歳以上	20,646	20,813	20,900	20,990	20,599
前期高齢者	9,764	9,833	9,794	9,995	8,855
後期高齢者	10,882	10,980	11,106	10,995	11,744
総人口	61,669	60,868	60,053	59,210	54,899
高齢化率	33.5%	34.2%	34.8%	35.5%	37.5%

住民基本台帳 各年 10 月 1 日現在
 前期高齢者: 65~74 歳
 後期高齢者: 75 歳以上

住民基本台帳に基づいて算出した人口推計をみると、「40歳未満」人口においては、年々減少していく傾向にあり、2025（平成37）年度には16,535人になると予測されています。また、「40歳～64歳」人口についても、年々減少していく傾向にあり、2025（平成37）年度には17,765人になると予測されています。

一方、「65歳以上」人口については、2025（平成37）年度に20,599人となり、そのうち後期高齢者が11,744人まで増加すると予測されています。

高齢化率は2017（平成29）年度では33.5%であったのに対し、2025（平成37）年度には37.5%と4.0ポイント増加すると予測されています。

以上のことから、今後も伊達市においては少子高齢化および人口減少傾向が続くものと予想されます。

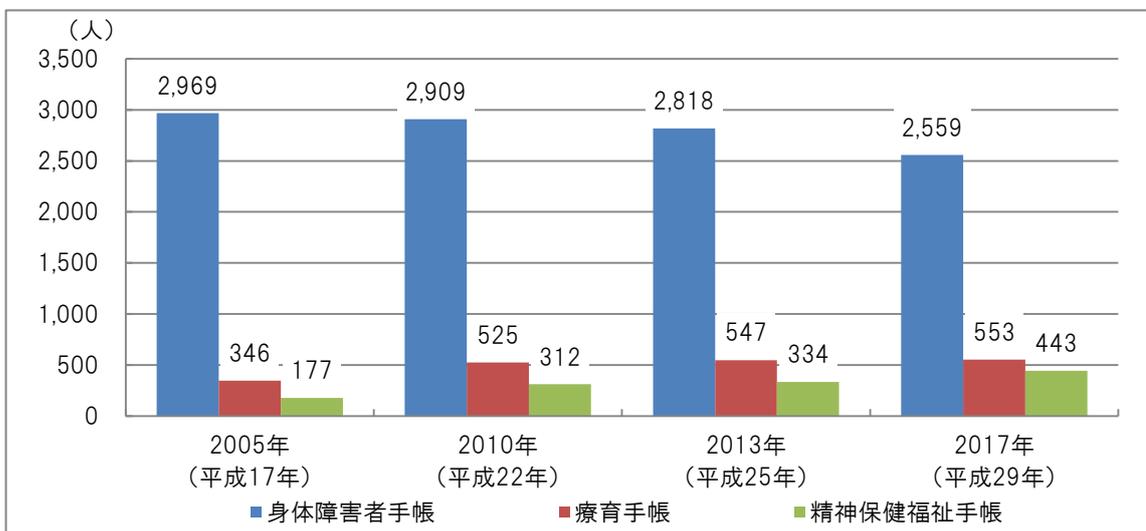
2 障がいのある人の推移

伊達市の各手帳所持者数で見ると、身体障害者手帳所持者が2017（平成29）年9月末現在で2,559人、療育手帳所持者が553人、精神障害者保健福祉手帳所持者が443人となっています。

2013（平成25）年度末からは、身体障害者手帳所持者が259人（9.2%）減、療育手帳所持者が6人（1.1%）増、精神障害者保健福祉手帳所持者が109人（32.6%）増と、精神障害者保健福祉手帳所持者の大幅な増加が見られます。

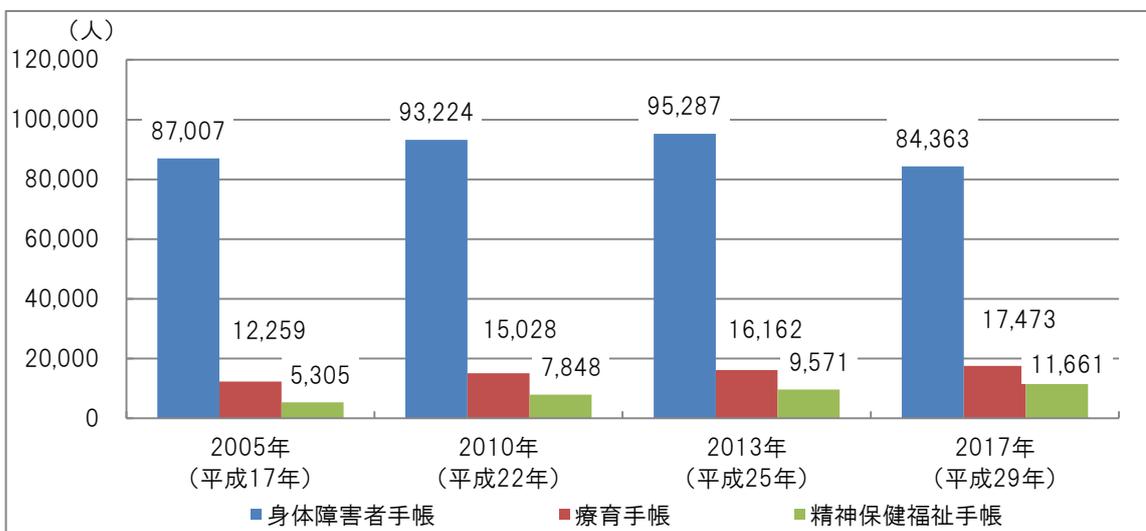
福島県全体で見ると、身体障害者手帳所持者が11.5%減、療育手帳所持者が8.1%増、精神障害者保健福祉手帳所持者が21.8%増となっています。

■ 伊達市の各手帳所持者数の推移



各年度末現在/2017(平成29)年は9月30日現在

■ 福島県の各手帳所持者数の推移



各年度末現在/2017(平成29)年は4月1日現在

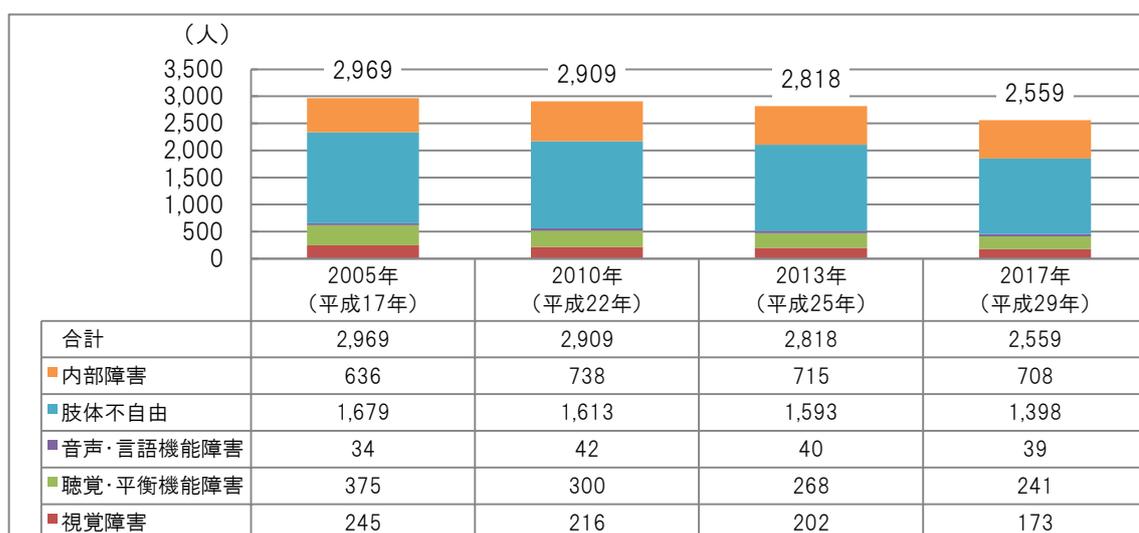
3 身体障がいのある人の状況

①障がい別身体障害者手帳所持者数の推移

2017（平成 29）年9月末現在の伊達市における障がい別身体障害者手帳所持者数を見ると、視覚障害が173人、聴覚・平衡機能障害が241人、音声・言語機能障害が39人、肢体不自由が1,398人、内部障害が708人となっています。

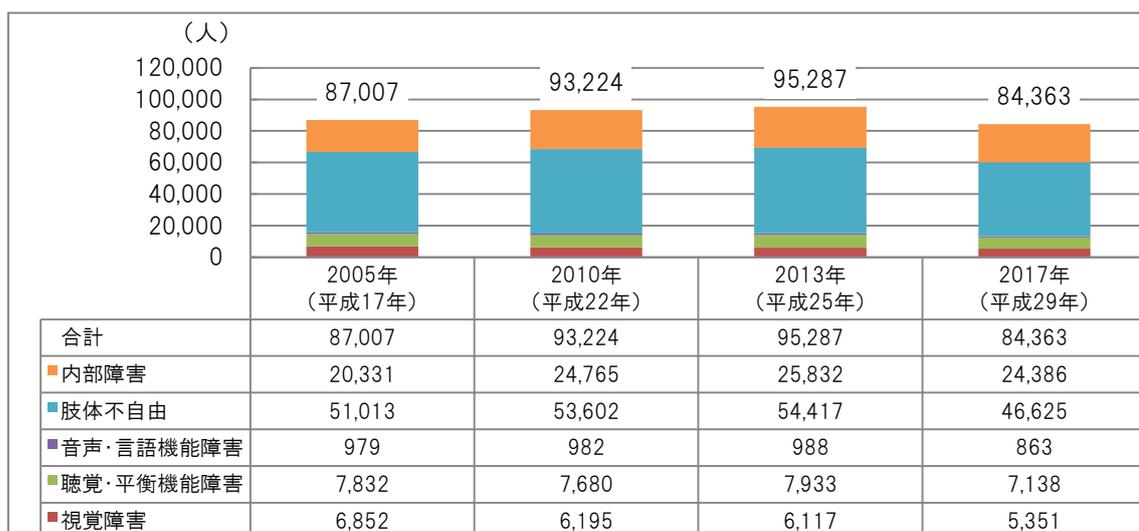
2013（平成 25）年度末と比較すると、聴覚・平衡機能障害で27人（10.1%）減、内部障害で7人（1.0%）減、肢体不自由で195人（12.4%）減、視覚障害で29人（14.4%）減、音声・言語機能障害で1人（2.5%）減となっています。

■ 伊達市の障がい別身体障害者手帳所持者数の推移



各年度末現在/2017(平成 29)年は9月 30 日現在

■ 福島県の障がい別身体障害者手帳所持者数の推移

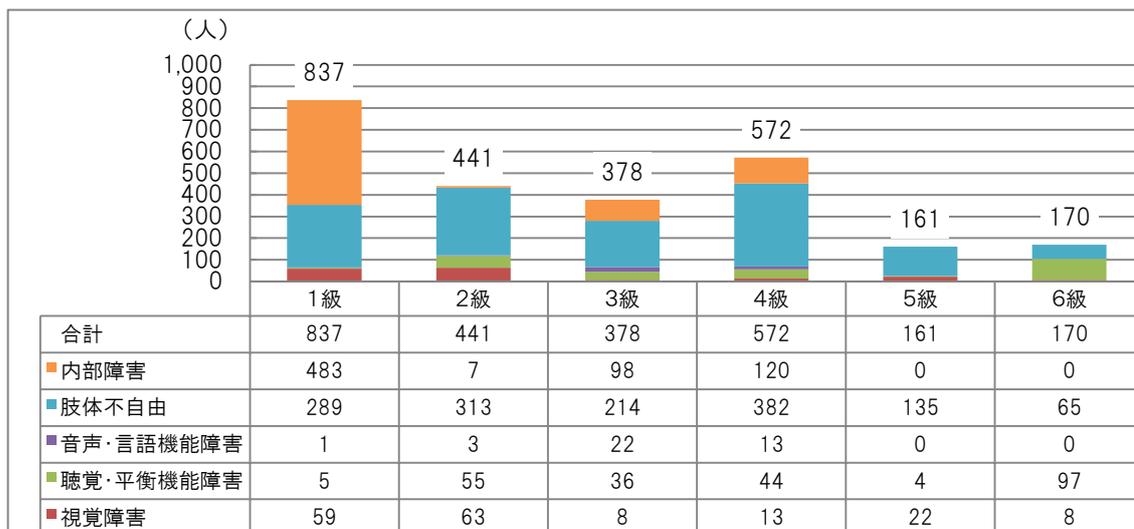


各年度末現在/2017(平成 29)年は4月1日現在

②障がいの種類等級別身体障害者手帳所持者数

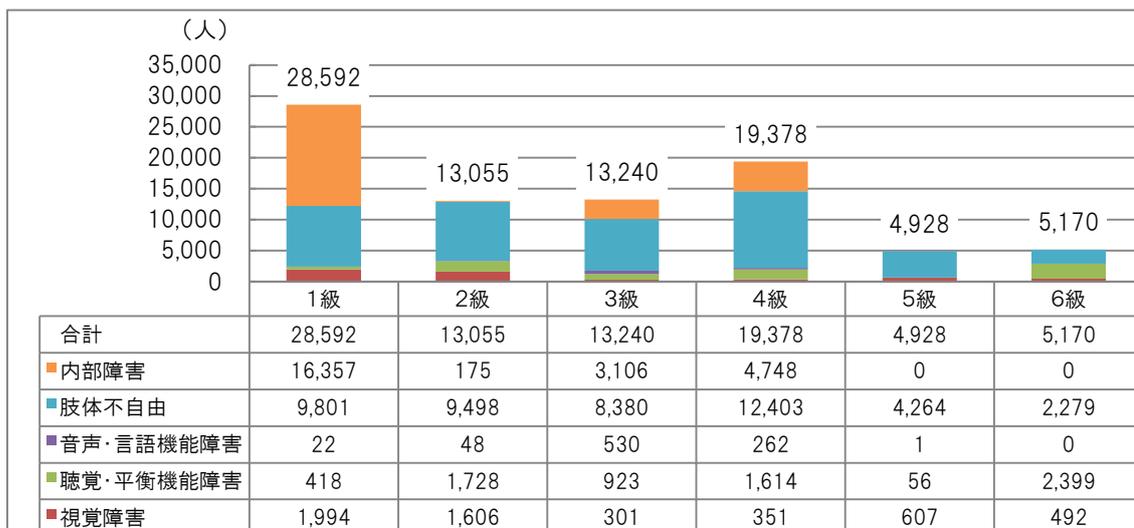
2017(平成 29)年9月末現在における伊達市の身体障害者手帳所持者数を障がい別・等級別に見ると、肢体不自由は 1,398 人中 1 級が 289 人、2 級が 313 人、3 級が 214 人、4 級が 382 人、5 級が 135 人、6 級が 65 人、視覚障害は 173 人中 1 級が 59 人、2 級が 63 人、3 級が 8 人、4 級が 13 人、5 級が 22 人、6 級が 8 人、聴覚・平衡機能障害は 241 人中 1 級が 5 人、2 級が 55 人、3 級が 36 人、4 級が 44 人、5 級が 4 人、6 級が 97 人となっています。

■ 伊達市の障がいの種類等級別身体障害者手帳所持者数の推移



2017(平成 29)年9月 30 日現在

■ 福島県の障がいの種類等級別身体障害者手帳所持者数の推移



2017(平成 29)年は4月1日現在

4 知的障がいのある人の状況

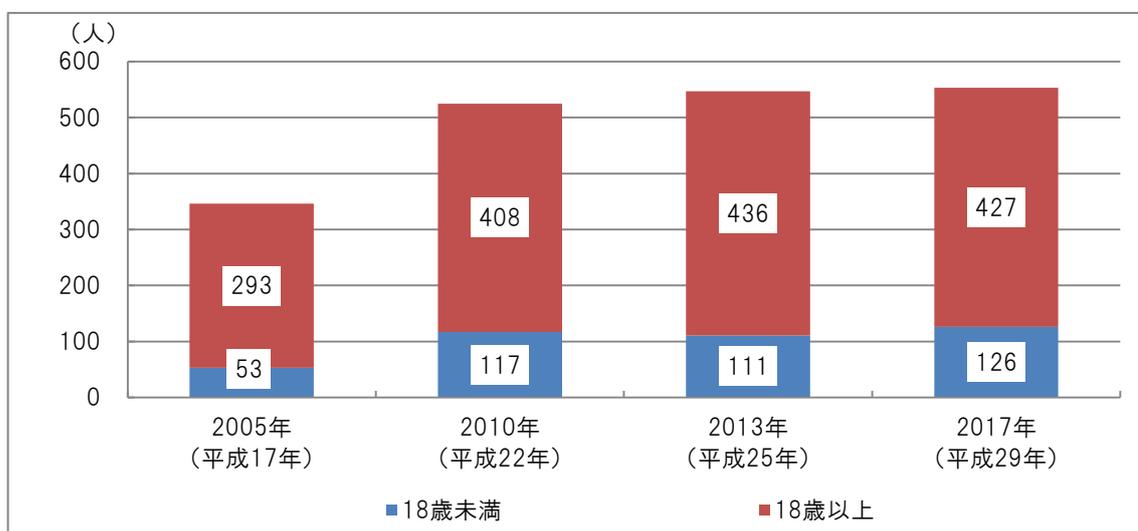
①療育手帳所持者数の推移

伊達市における療育手帳所持者数の推移について見ると、2017（平成 29）年9月末現在で553人と、2013（平成 25）年度末から6人（1.1%）増加しています。

福島県全体でも2017（平成 29）年4月1日現在で17,473人と、2013（平成 25）年度末から1,311人（7.5%）増となっています。

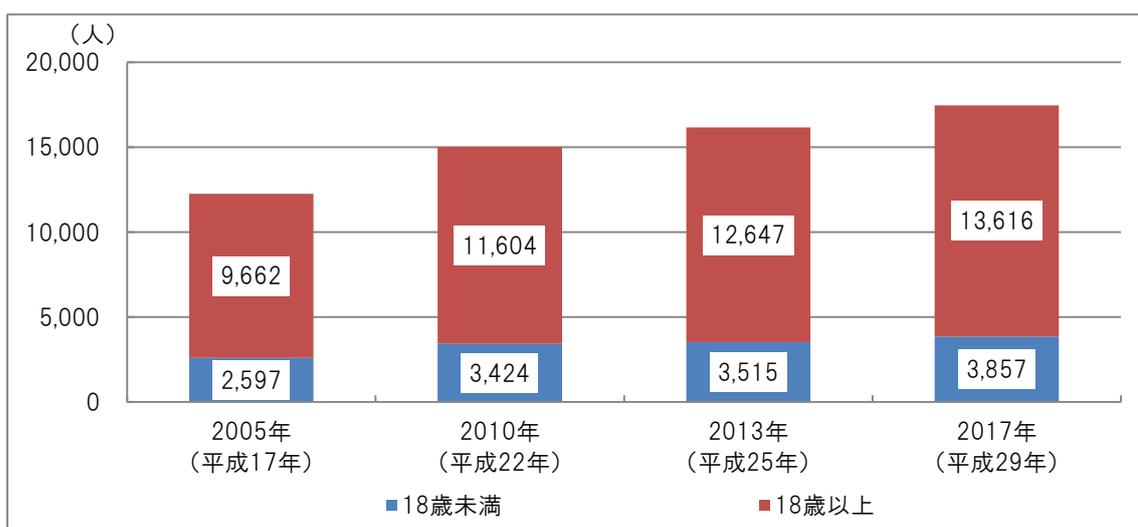
18歳未満の知的障がい児の占める割合は、2013（平成 25）年度末では20.3%（547人中111人）に対して、2017（平成 29）年9月末現在では22.8%（553人中126人）と2.5ポイント増加しています。

■ 伊達市の療育手帳所持者数の推移



各年度末現在/2017(平成 29)年は9月 30 日現在

■ 福島県の療育手帳所持者数の推移

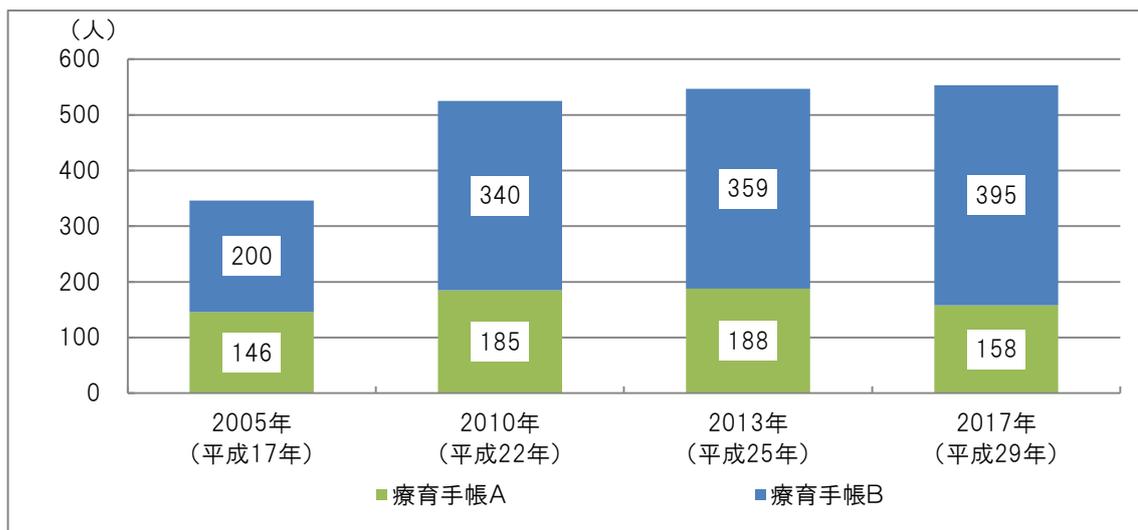


各年度末現在/2017(平成 29)年は4月1日現在

②等級別療育手帳所持者数の推移

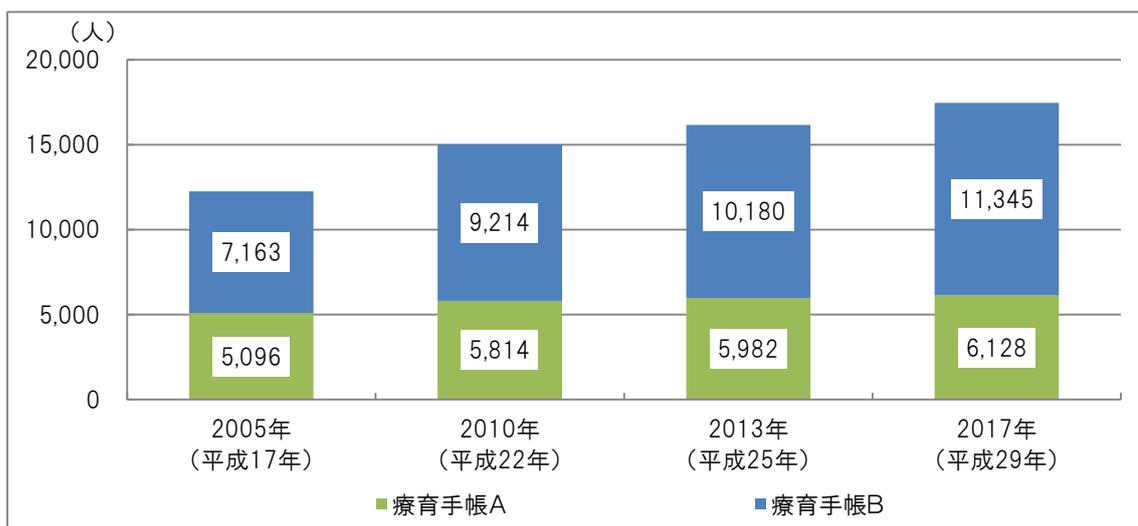
伊達市における療育手帳所持者数の推移を等級別に見ると、2017（平成 29）年9月末現在で“A”が158人、“B”が395人となっています。2013（平成 25）年度と比較して“A”が36人（10.0%）増加しているのに対し、“B”は30人（16.0%）減少しています。

■ 伊達市の等級別療育手帳所持者数の推移



各年度末現在/2017(平成 29)年は9月 30 日現在

■ 福島県の等級別療育手帳所持者数の推移



各年度末現在/2017(平成 29)年は4月 1 日現在

5 精神障がいのある人の状況

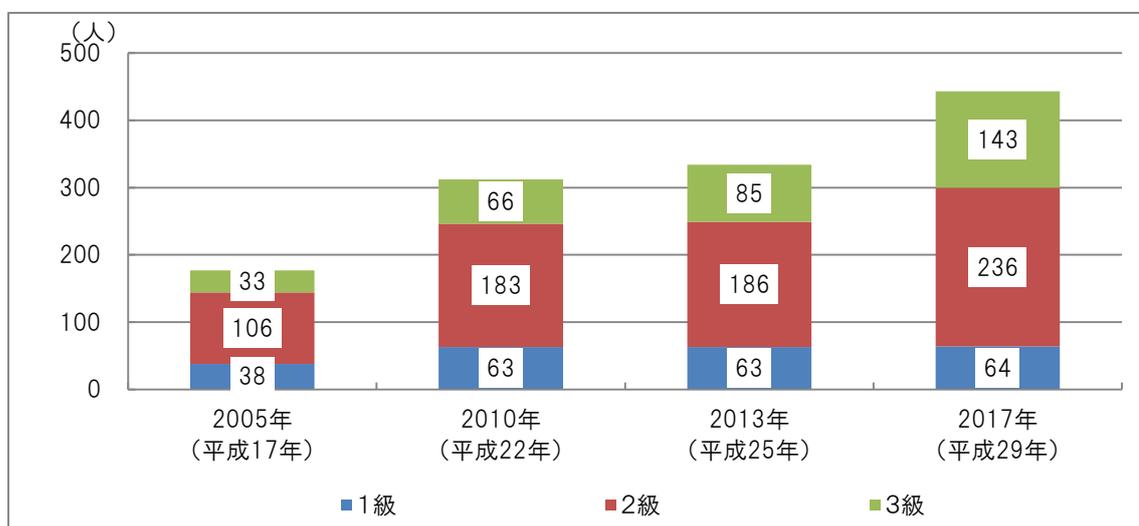
① 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

伊達市の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を見ると、2017（平成 29）年9月末現在で443人と、2013（平成 25）年度末から109人(32.6%)増加しています。

等級別にみると、2013（平成 25）年度末から1級は1人増（1.6%）、2級は50人（26.9%）増、3級は58人（68.2%）増と3級が大幅に増加しています。

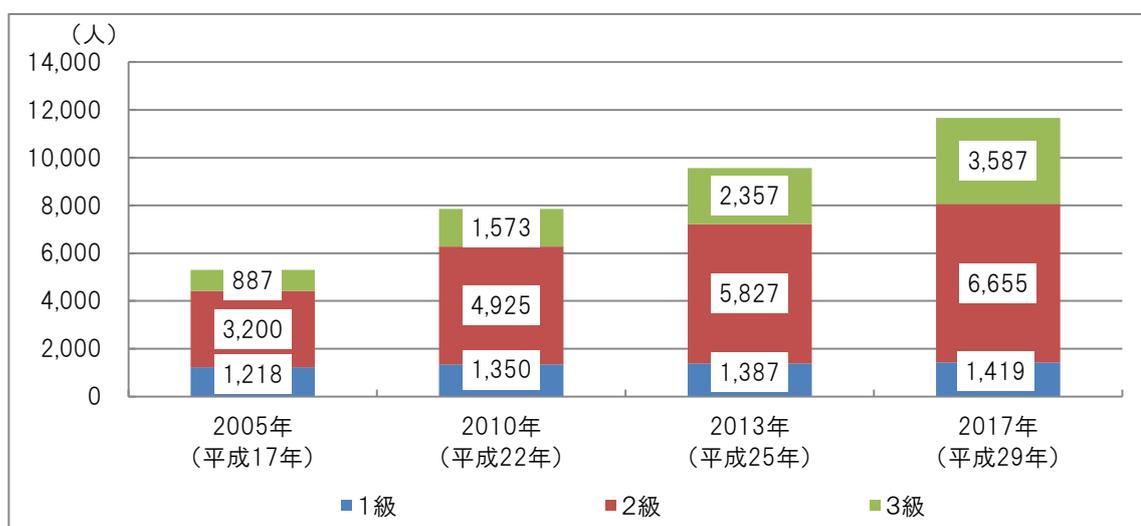
福島県全体では2017（平成 29）年3月末現在で11,661人であり、2013（平成 25）年度末から2,090人（21.8%）増となっています。

■ 伊達市の等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



各年度末現在/2017(平成 29)年は9月 30 日現在

■ 福島県の等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



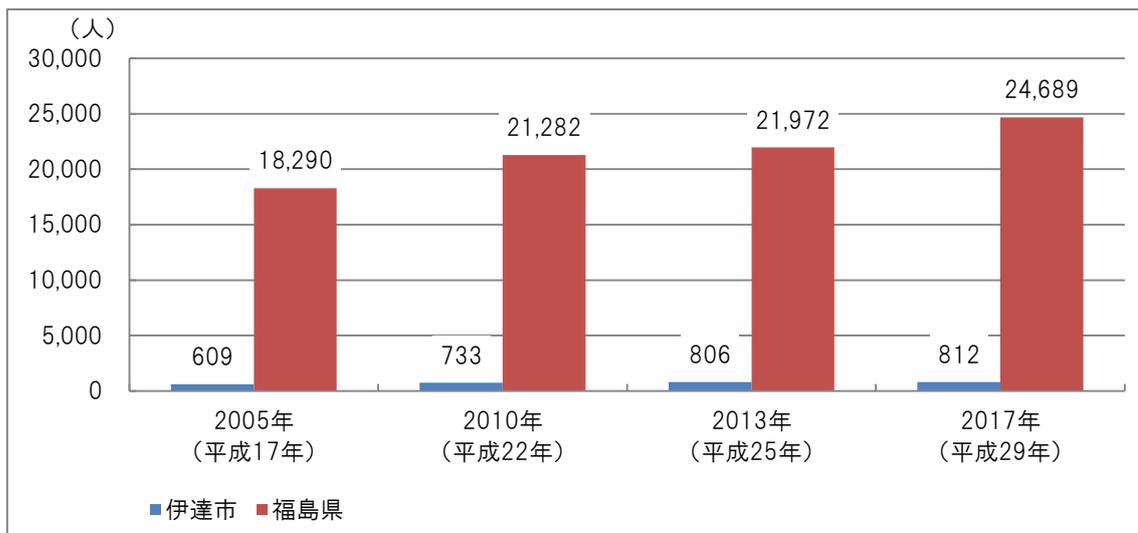
各年度末現在/2017(平成 29)年は3月 31 日現在

②精神障害者医療費公費負担受給者数の推移

精神障害者医療費公費負担受給者数の推移を見ると、伊達市においては 2013（平成 25）年度末の 806 人から、2017（平成 29）年 9 月末には 812 人と 6 人増加しています。

福島県全体については、2013（平成 25）年度末の 21,972 人から、2017（平成 29）年 3 月末には 24,689 人と 2,717 人増加しています。

■ 精神障害者医療費公費負担受給者数の推移



各年度末現在
 県の 2017(平成 29)年は 3 月 31 日現在
 市の 2017(平成 29)年は 9 月 30 日現在

6 就学状況

① 特別支援学級・通級指導教室の状況

伊達市における2013（平成25）年度から2017（平成29）年度の特別支援学級・通級指導教室の状況は以下のようになっています。

■ 特別支援学級・通級指導教室の状況

		2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)
特別支援学級 小学校	学級数(クラス)	17	18	21	25	27
	在学者数(人)	66	74	80	95	123
特別支援学級 中学校	学級数(クラス)	10	11	12	11	13
	在学者数(人)	38	46	51	45	39
通級指導教室 小学校	設置校数(校)	2	2	2	2	2
	通級者数(人)	71	60	56	84	87

(各年度5月1日現在)

② 視覚支援学校・聴覚支援学校・特別支援学校 在籍者数

伊達市における2013（平成25）年度から2017（平成29）年度の各種学校の在籍者数は以下のようになっています。

■視覚支援学校・聴覚支援学校・特別支援学校 在籍者数

(人)

		2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)
視覚支援学校 在籍者数	小学部	0	0	0	0	0
	中学部	0	0	0	0	0
	高等部	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0

		2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)
聴覚支援学校 在籍者数	小学部	2	0	0	0	0
	中学部	1	2	1	2	2
	高等部	0	1	1	1	2
	合計	3	3	2	3	4

		2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)
特別支援学校 在籍者数	小学部	19	17	20	20	22
	中学部	17	16	16	15	19
	高等部	20	18	28	29	28
	合計	56	51	64	64	69

(各年度4月1日現在)

③ 視覚支援学校・聴覚支援学校・特別支援学校卒業者の進路

伊達市における2012（平成24）年度から2016（平成28）年度の各種学校卒業者の進路は以下のようになっています。

■視覚支援学校・聴覚支援学校・特別支援学校卒業者の進路

		2012年度 (H24年度)	2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)
卒業者の 進路	進学	0	0	1	1	1
	就職	1	3	1	1	1
	就労移行施設	0	0	0	0	0
	就労継続支援	0	0	0	0	0
	地域活動支援センター	0	0	0	0	0
	自立訓練	0	0	0	0	2
	介護給付	4	0	3	5	5
	その他	0	2	0	0	0
	不明	5	3	1	1	1
	合計	10	8	6	8	10

（各年度末現在）

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現が求められており、障がい者が病院・施設から地域に戻っても、その生活が維持・継続できる仕組みづくりが求められています。

本計画は、伊達市総合福祉計画の基本理念である「共に生き共に創る」に基づき、

「障がいのあるなしにかかわらず、くらしやすい福祉のまちづくり」

の理念をもって計画を策定します。

これまでの第2期障がい者計画では、施策分野ごとの基本施策を枠組みとし、障がい者が地域で自立生活できるよう取り組んできましたが、策定から6年が経過し、その間の法改正等も多く行われたことから、本計画では、障がい者一人ひとりのライフステージに沿った支援が途切れることなく提供できるよう、障がい者に寄り添い、生活場面（テーマ）に応じた以下の4つの視点から施策を推進していきます。

- ① **地域での暮らしを支えるために**
- ② **地域で自分らしく安心のために**
- ③ **地域生活へ移行できるために**
- ④ **地域で学び・働くために**

こうした視点から目標を実現するためには、伊達市のすべての市民、行政、企業や民間団体、地域が一体となってネットワークをつくっていかねばなりません。

障がいのあるなし、障がいの種別や程度にかかわらず、住み慣れた伊達市で住み続けられ、さらには伊達市で生活して良かったと言える地域づくりを目指します。

2 基本理念を実現するための4つの視点

視点Ⅰ 地域での暮らしを支えるために

障がいのある人もない人も人格と個性を尊重し合いながら地域で共に生き、共に支えあう社会を実現するためには、障がいのある人すべてが必要な福祉サービスを安心して適切に利用することができることが不可欠です。

すべての市民は障がいの有無にかかわらず、基本的人権を持ったひとりの人として尊重されなければなりません。障がいを理由として分け隔てられたり、排除されることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共に住民として地域で生活することができる地域共生社会実現を目指します。

視点Ⅱ 地域で自分らしく安心のために

障がいのある人が、自己選択・自己決定を行ううえで地域生活に必要な情報を得ることは、とても大切です。また、地域社会における共生を進めるために障がいがあることにより、コミュニケーションが困難な人たちに対してそれぞれに適した支援が必要です。

防災対策については、東日本大震災などの教訓から、障がいのある人などの避難行動要支援者の避難支援等について、支援を要する人の状況の把握、避難所での支援や福祉避難所等の確保など関係機関等と連携を図りながら具体的な取組みを推進していき安心して暮らせる社会を目指します。

視点Ⅲ 地域生活へ移行できるために

障がいのある人が適切な支援がないことにより本人の意に反して長期にわたり福祉施設等での入所生活を余儀なくされることは、人権侵害であるとの認識に立ち、本人の意向を十分に尊重しながら、安心して地域での自立生活に移行できるよう取組みを推進していく必要があります。

難病患者にとって、疾患に対する不安と医療費や介護費の負担など、心理的、経済的負担は大きいものがあります。医療と保健・福祉が連携した難病患者に対する幅広い支援の推進が求められています。

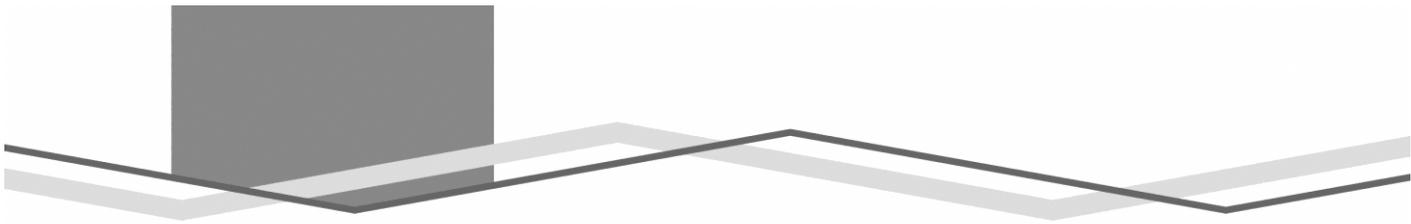
障がいのある人が住みやすい環境づくりのためには、生活関連施設も含めたバリアフリー化のハード面と社会こそが「障害（障壁）」をつくっており、それを取り除くのは社会の責務とする「障がいの社会モデル」という考え方のソフト面の普及が、障がいのある人の心身にとって居心地の良い社会環境となるよう目指します。

視点Ⅳ 地域で学び・働くために

障がいのある幼児・児童・生徒の人権の尊重を図り、地域で共に育ち、共に学び、共に生きることを基本とした療育・教育の推進に努めていきます。

障がいのある児童において、障がいの内容、程度も多様化・重度化している傾向があり、放課後活動への支援などの課題について適切に対応しながら特別支援教育の一層の充実を推進します。

障がいのある人ない人が一緒に何かをすることで交流を図るとともに、触れあうことで自然に障がいを理解できるような活動を推進していきます。また、障がいに対する理解が不十分なため、依然として就業には多くの課題が存在します。就労支援機関・医療・企業がさらに連携し就労支援に取り組んでいきます。



第2編 障がい者計画の展開



第1章 障がい者計画の基本的な方向性

1 障がい者計画の展開の柱

視点Ⅰ 地域での暮らしを支えるために

展開Ⅰ 生活支援

障がいのある人が、自分らしく生き活きと生活できるよう相談支援体制を整備し、障害者総合支援法による障がい福祉サービス、児童福祉法によるサービス、地域生活支援事業の計画的な確保・提供に努め、きめ細かな支援の実現とニーズ動向を見極めながら、必要なサービスが確保されるよう図っていきます。

展開Ⅱ 差別の解消及び権利擁護の推進

相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別解消への取組みや障がい者虐待をはじめとする、障がい者の権利擁護のための取組みを推進します。

視点Ⅱ 地域で自分らしく安心のために

展開Ⅲ 情報のアクセシビリティ（利便性）

障がいのある人が、社会参加や制度・サービスの利用を円滑に行うためには、必要な情報の的確な入手が重要です。障がいを理由とする分け隔てを感じることなく、自分らしい生活を実現していくため、施設や交通のバリアフリー化のみならず、情報面の制約の解消に努め、誰でも必要とする情報が届けられる仕組みづくり、利用できる行政情報づくりや広報に努めていきます。

展開Ⅳ 安全・安心

障がい者が地域社会において安全・安心して生活できるよう、防災・防犯対策の取組みを推進していきます。

視点Ⅲ 地域生活へ移行できるように

展開5 保健・医療

地域で生活したいのに、必要な支援が受けられず長期の入院・入所とならないような仕組みづくりに取組みます。また、障がいの原因となる疾病の未然予防や障がいの早期発見に取組みます。

展開6 生活環境

障がい者が働けなかったり、様々な活動に参加できなかったりすることは、社会のしくみに原因があるという考え方「障がいの社会モデル」の下、各地での取組みが始まっています。社会モデル的な考え方の普及と快適な生活を送ることができるように生活環境の整備を推進します。

視点Ⅳ 地域で学び・働くために

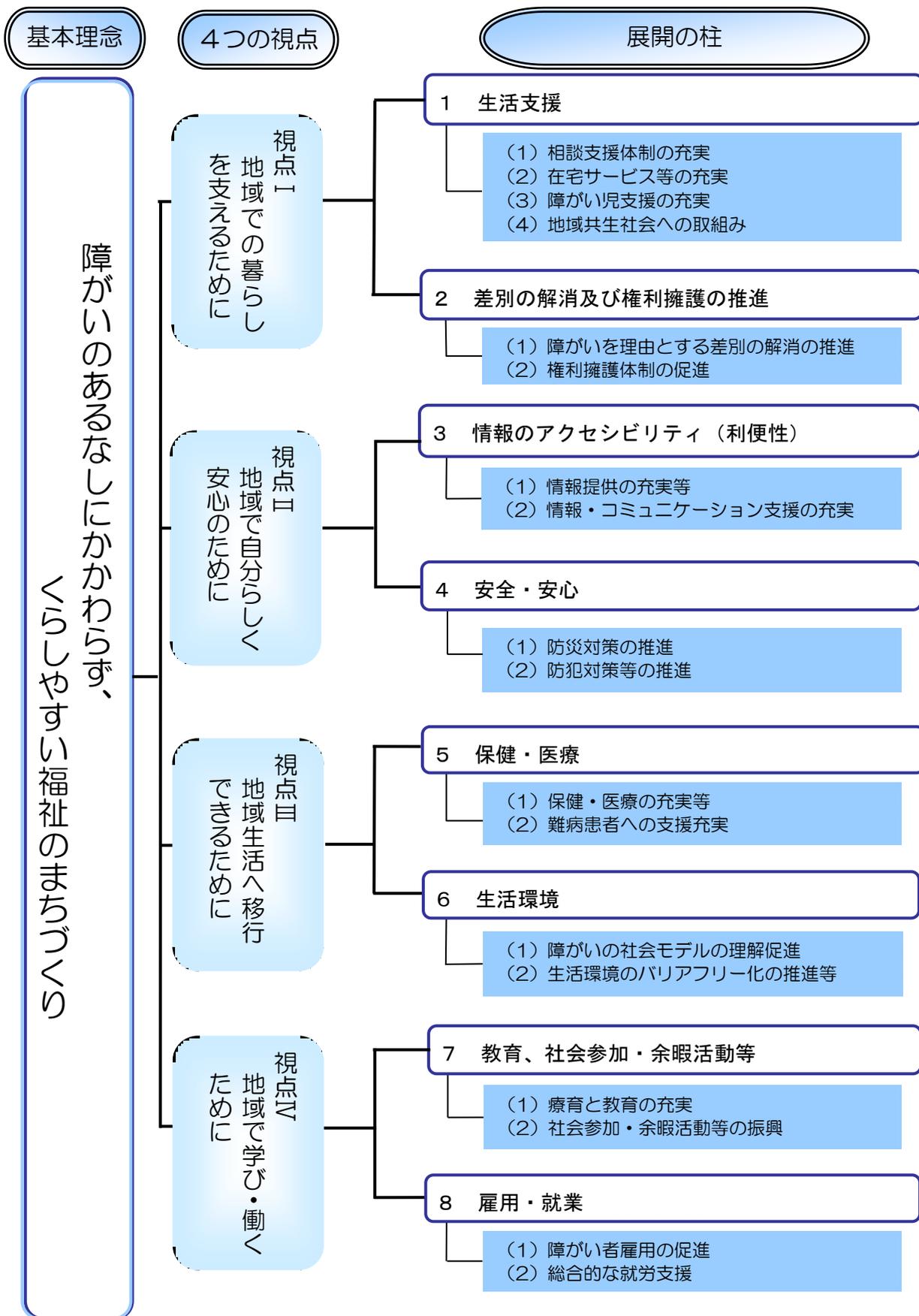
展開7 教育、社会参加・余暇活動等

障がいのある児童生徒がもっている力と可能性を引き出し、さらに伸ばしていくことは、将来自立して生活していくためにも重要です。合理的配慮を含む必要な支援の下、その特性に応じた発達支援・教育環境の整備を推進します。また、社会参加や余暇活動に親しみやすい環境づくりを推進します。

展開8 雇用・就業

地域で自立した生活を送るためには就労は極めて重要であることを認識し、働く意欲を持てるような支援、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう環境を整備し、一般就労の促進と福祉的就労への支援を行います。

2 計画の体系



第2章 障がい者計画の施策展開

視点Ⅰ 地域での暮らしを支えるために

展開Ⅰ 生活支援

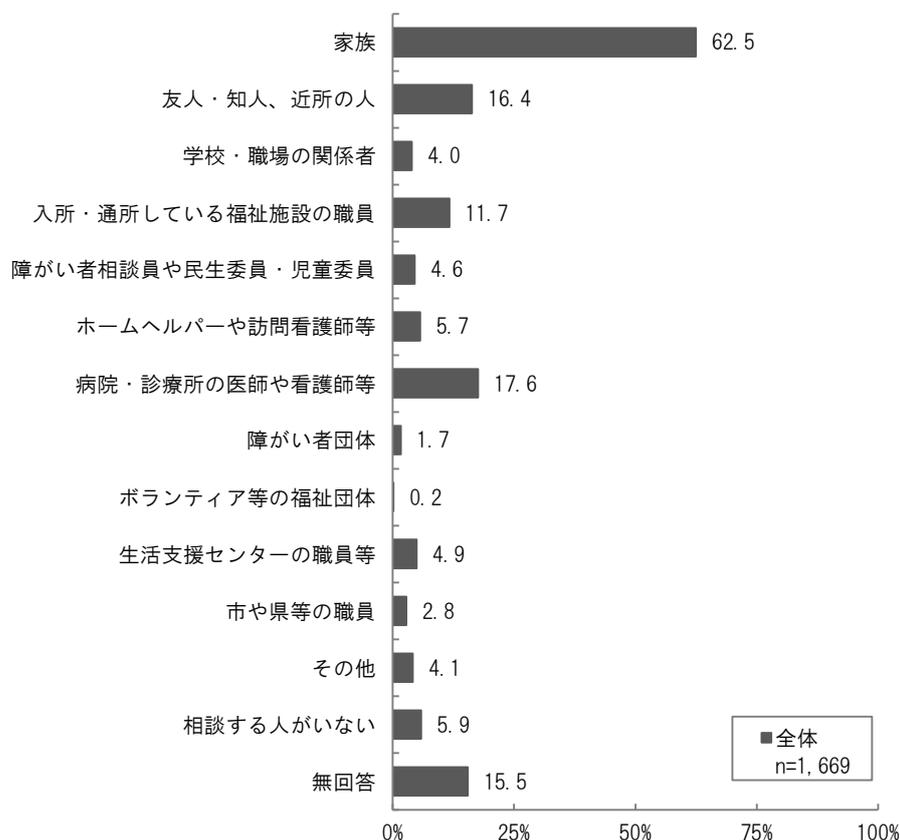
現状と課題

○障がいのある人本人の生活支援のため、生活の中で困っていることや不安・悩みを相談できる体制が必要です

ニーズ調査において、生活の中で困っていることや不安・悩みを誰（どこ）に相談しているか尋ねたところ、「家族」の割合が最も高く、次いで「病院・診療所の医師や看護師等」「友人・知人、近所の人」となっています。

問 45 生活の中で困っていることや不安・悩みを誰（どこ）に相談していますか。
（○はあてはまるものすべて）

■ 生活の中で困っていること、不安・悩み

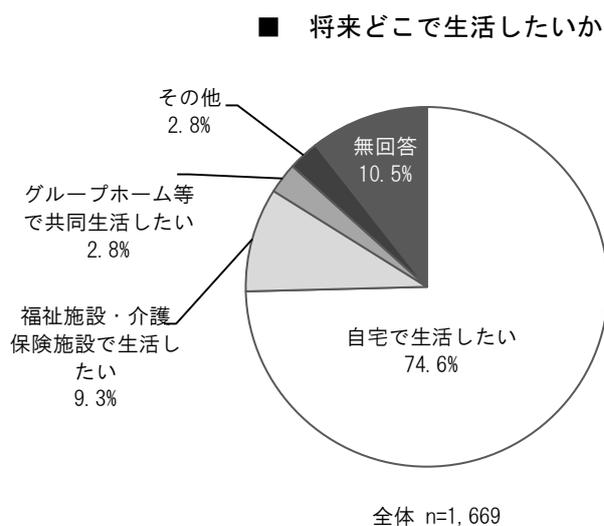


○障がいのある人が生まれ育った地域において、在宅で生活ができるように、障がいの程度や状況に応じた在宅サービスの充実が求められています

ニーズ調査において、将来希望する暮らし方について尋ねたところ、「自宅で生活したい」が最も多く、住み慣れた地域での生活を望む様子がうかがえます。

また、「在宅サービスの充実を望む」、「将来ひとり暮らしをする時に助けてくれる人がいてくれるとうれしい」など、在宅サービスに対する要望がありました。

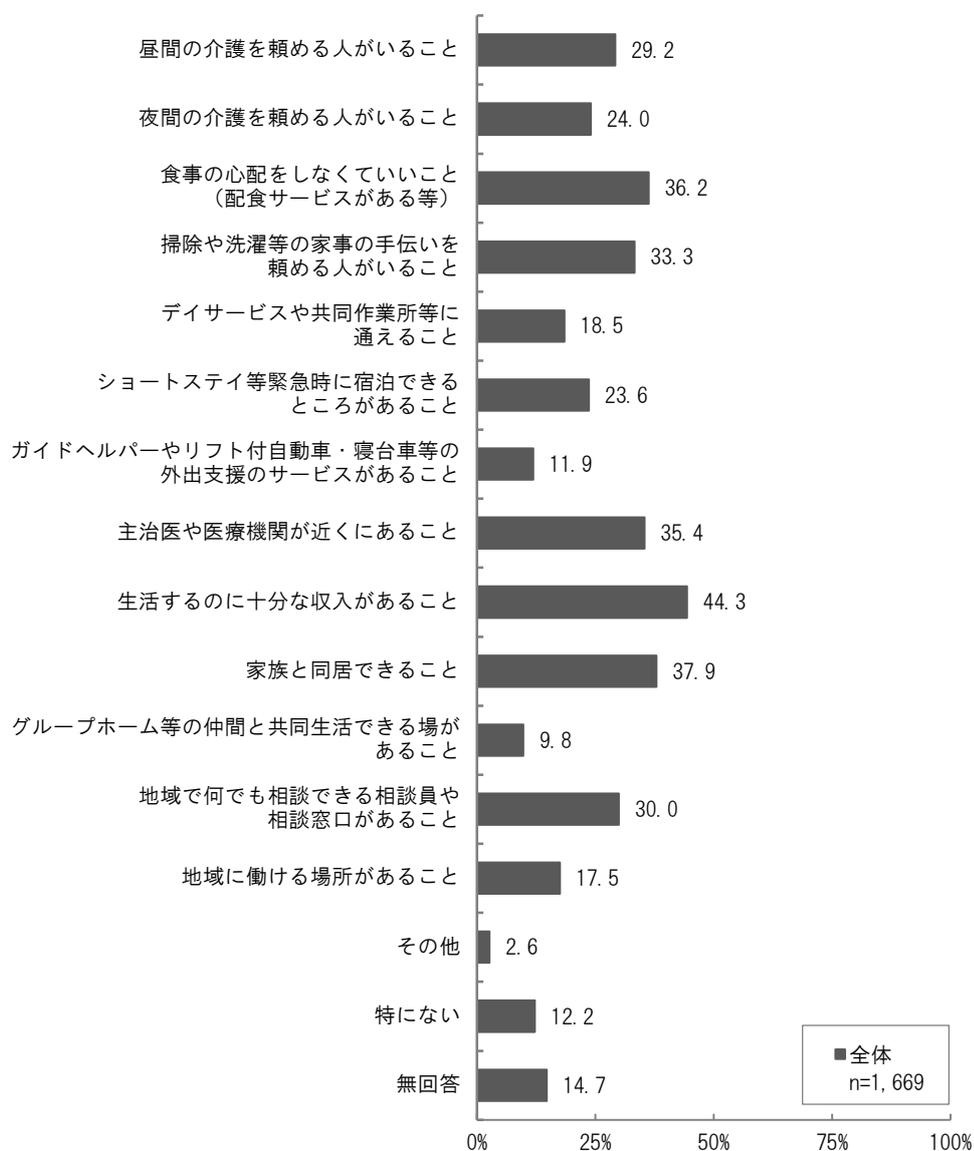
問 19 あなたは将来、どこで暮らしたいですか。(○は1つだけ)



一方、自宅や地域で生活するために必要な条件として、「生活するのに十分な収入があること」、「家族と同居できること」、「食事の心配をしなくていいこと」、「主治医や医療機関が近くにあること」、「掃除や洗濯等の家事の手伝いを頼める人がいること」等の割合が比較的高くなっていました。

問 20 あなたは、どのような条件が整えば、自宅や地域で生活できると思いますか。
(〇はあてはまるものすべて)

■ 自宅や地域で生活できる条件



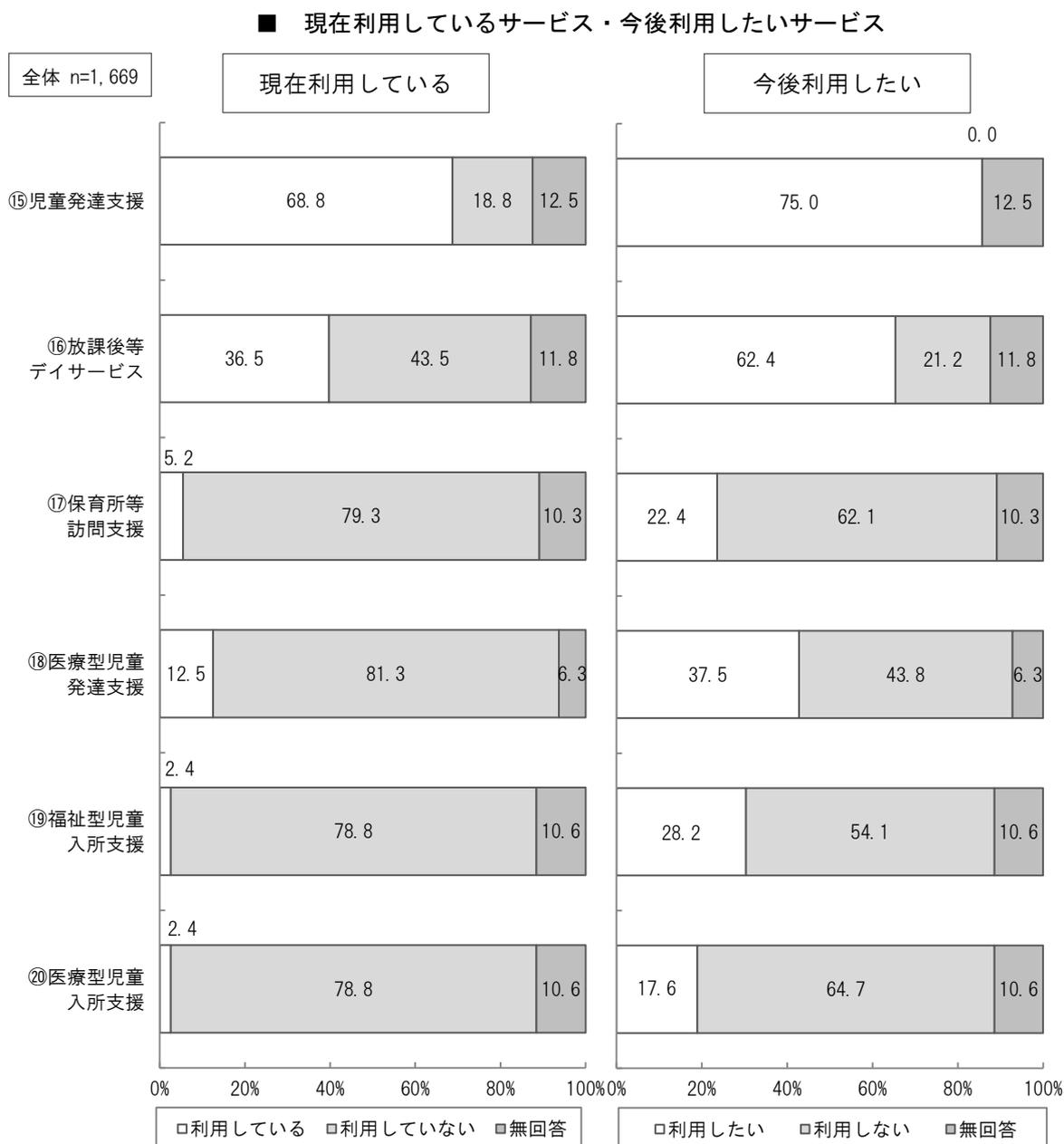
○障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実が求められています

ニーズ調査において、現在利用している障がい児を対象としたサービスについて尋ねたところ、「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」の割合が非常に高くなっていました。

また、今後利用したいサービスでも、「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」の割合が非常に高くなっていました。

意見として、「放課後等デイサービスの充実などを期待する」、「放課後等デイサービスを利用したいが、人数の関係（定員）で利用できない」など、サービスの充実を求める声がありました。

問 18 あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えますか



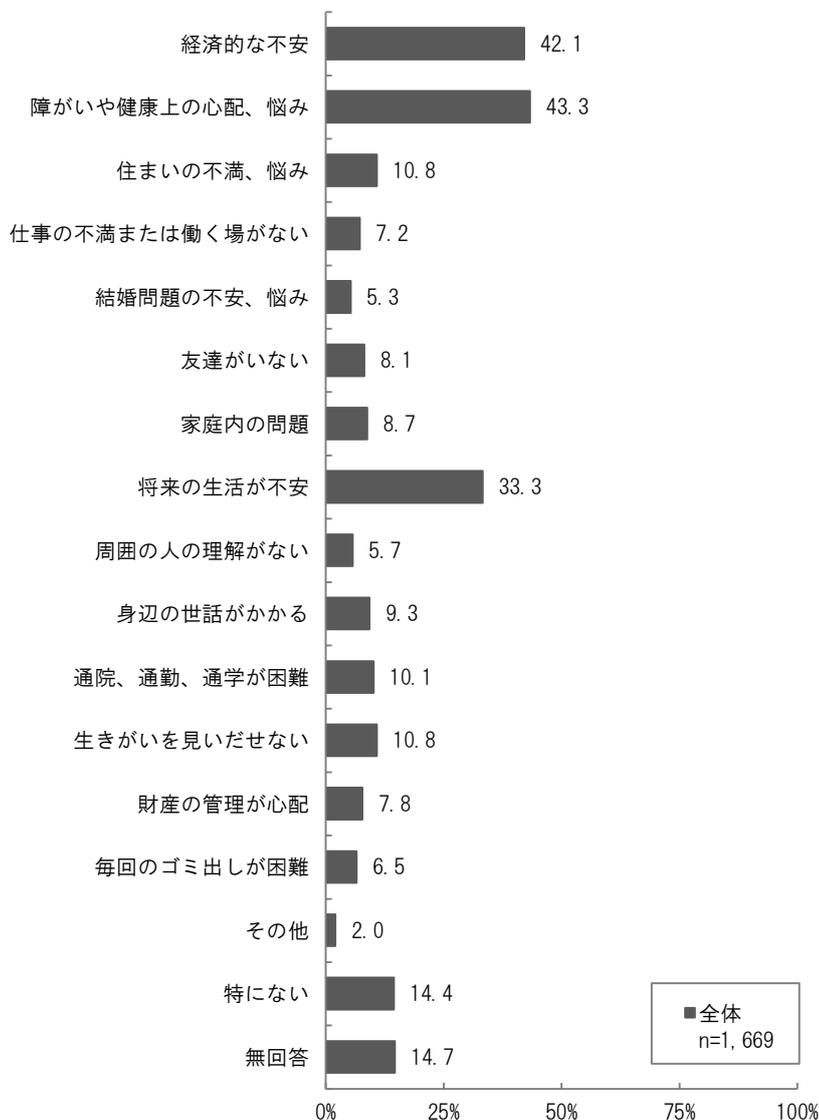
○現在の生活の中で困っていること、将来に対する不安・悩みについて悩んでいる様子が伺えます

ニーズ調査において、現在の生活の中で困っていること、将来に対する不安・悩みについて尋ねたところ、「障がいや健康上の心配、悩み」、「経済的な不安」、「将来の生活が不安」の割合が非常に高くなっていました。

意見として、「両親が亡くなってその後の生活が心配」、「親もだんだん年老いていく中とても心配」、「親の死後、どのように生活していくのか、心配になることがある」など、親なき後の不安・悩みについてのものがありました。

問 44 現在の生活の中で困っていることや、将来に対する不安・悩み等がありますか。
(○はあてはまるものすべて)

■ 生活の中で困っていること、不安・悩みの相談先



施策の展開

(1) 相談支援体制の充実

■展開の方向性

障がい者の生活支援のための基盤づくりを進め、自分らしい日常生活または社会生活が営むことができる「共生社会」の実現のため、生活を支援する相談支援体制を充実させていきます。

■推進施策

- ・障がいのある人やその家族が、気軽に安心してサービス利用や生活上の悩みなどの様々な相談をすることができる相談支援センターの設置に努めていきます。
- ・相談者の利益を最優先に考え、必要と思われる支援を積極的に紹介し、相談者の自己選択・自己決定を促す丁寧な意思決定支援を実践します。

(2) 在宅サービス等の充実

■展開の方向性

障がい者が地域で生き生きと生活でき、障害の程度、種類、生活環境に応じたサービスが受けられるように在宅で受けられるサービスのニーズを把握しながら、サービスの充実に努めていきます。

■推進施策

- ・障がい者が地域で構成する住民の一人として、日常生活又は社会生活を営むため居宅介護、重度訪問介護、同行援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中の通所支援など、必要とする在宅サービスの提供を計画的に行い自立への支援を図ります。特に短期入所については、家庭環境の変化などにより緊急的なニーズが高いことから、迅速的な対応に努めていきます。
- ・常時介護を必要とする障がい者が安全安心に暮らすために、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援を充実していきます。
- ・住み慣れた地域で生き生きとした生活がおくれるよう、関係機関や障がい福祉サービス事業所、当事者やボランティア団体などと連携し、障がい者の社会参加や社会活動を促進するための日中活動の場や機会の充実に努めます。
- ・地域で生活する在宅支援として、グループホームの充実に努めます。また、このことにより施設入所者等からの地域移行を推進していきます。
- ・住み慣れた地域で自立した生活がおくれるよう、障がい者の住まいと生活の場の確保や金銭管理などの生活援助の充実に努めます。

- ・障がい者の生活の支援や社会参加をより円滑にするため、移動支援の充実を図ります。
- ・在宅の障がい者が日常生活をより円滑に行うことができるように、日常生活用具や補装具などの給付事業の充実を図ります。

（３）障がい児支援の充実

■展開の方向性

障がいや発達に配慮が必要な子どもの年齢、発達等に応じた支援の充実を図ります。

■推進施策

- ・心身の発達が気になる又は障がいのある児童及びその家族等への途切れのない支援を実施するため子育て世代包括支援センター「にこにこ」や関係機関等との連携・協働にて相談支援体制を整備し、個別ニーズに応じた自立への支援、また障がい児通所サービスや障がい福祉サービス等の安定的な利用に向けた支援体制を構築していきます。
- ・児童福祉法に基づく障がい児に対する指導訓練等を行う児童発達支援、放課後等デイサービス等の適切な支援を提供していきます。
- ・障害者総合支援法に基づく居宅介護、短期入所、日中一時支援等を提供し、障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制を推進します。
- ・ライフステージを通じた切れ目のない支援を受けるために有効なツールであるサポートブック「ハーモニー」の活用に努めていきます。

（４）地域共生社会への取組み

■展開の方向性

地域共生社会とは、高齢者や障がいを持つ人たちなど困難を持つ人を地域住民が自分たちのこと「我がごと」ととらえ、公的福祉サービスでは対応できない身の回りの支援等を地域で支えあう仕組みです。こうした仕組みが整備されれば、障がい者本人はもとより、障がいのある子を長年支えてきた親などが、支えることができなくなる日以降のことに対する不安が解消できます。各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を目指します。

■推進施策

- ・伊達市自立支援協議会を中心に、障がい者本人、親などの意識や心配な事柄について、その状況の把握をしていきます。
- ・制度が対象としない生活課題への対応や、複合的な課題を抱える人・世帯への対応に限界が生じており、「丸ごと」の課題に対応できる包括的な相談支援体制の構築に取り組みます。

- 今以上に障がい福祉サービスを利用しやすい状況とするため、介護保険事業所であっても、障がい福祉サービスを利用できる「共生型サービス」事業所の普及を図ります。
- 障がいのある人の高齢化、重度化や「親なき後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる多機能を有し、支援の拠点となる「地域生活支援拠点」を整備していきます。
- 地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備、地域支援のための拠点の整備を積極的に推進し、地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図る必要があるため県北圏域自治体等と協議・連携を進めます。

展開Ⅱ 差別の解消及び権利擁護の推進

現状と課題

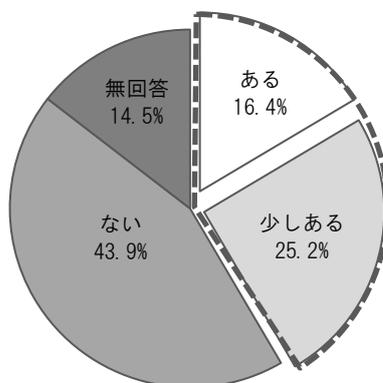
○障がいや障がいのある人についての理解を深めるための取り組みが必要です

ニーズ調査において、障がいがあることで差別やいやな思いをしたことがあるか尋ねたところ、「ある」「少しある」の割合が約4割となっていました。

意見として、「障がいをかかえている人は健常者よりもずっと大変な思いをして生きています。みなさんの理解が一番必要だと思います」、「障がい者の気持ちをわかる方を育成してほしい」、「障がい者が地域で暮らしていることがあたりまえで、同じ人間だということ、幸せを求めて生活しているということに気付いてほしい」など、障がいに対する理解が少ない現状も伺えます。

問 46 あなたは障がいがあることで差別やいやな思いをする（した）ことがありますか。（○は1つだけ）

■ 障がいがあることで差別やいやな思いをしたことがあるか



全体 n=1,669

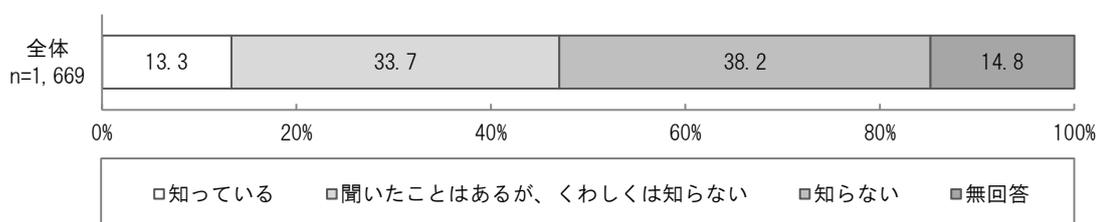
○障がいのある人の人権や権利を擁護する制度の普及啓発や利用促進が必要です

日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知状況を見ると、「知らない」「聞いたことはあるが、くわしくは知らない」の割合が非常に高くなっていました。

また、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用意向を見ると、「今は必要ないが、将来利用してみたい」の割合が23.9%となっていました。

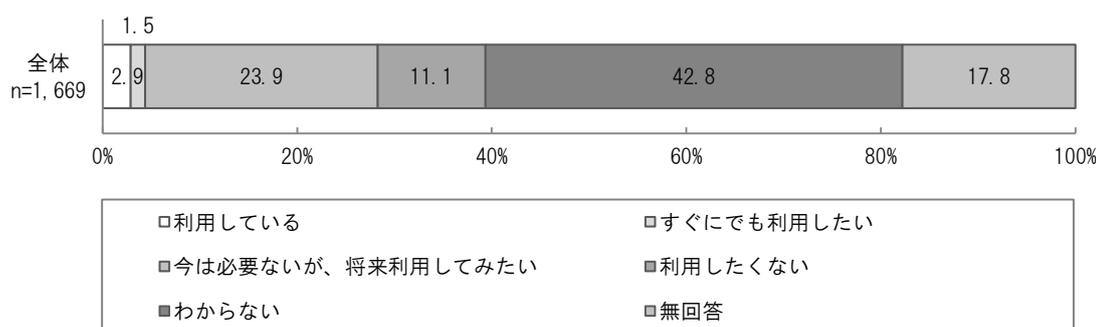
問 48 障がいがある方が、地域で自立して生活できるように、ご本人の意思に基づいて、福祉サービスの利用手続きや生活費・財産管理のお手伝い等をする制度として、「日常生活自立支援事業（安心サポート等）」や「成年後見制度」があります。あなたはこのような制度や事業をご存知ですか。（○は1つだけ）

■ 日常生活自立支援事業・成年後見制度の周知状況



問 49 「日常生活自立支援事業（安心サポート等）」や「成年後見制度」を利用したいと思いますか。（○は1つだけ）

■ 日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用意向



施策の展開

(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進

■展開の方向性

障がいのある人にとって、事物、制度、慣行、偏見など社会のしくみが障壁となって「生活のしづらさ」に拍車をかけています。障がいのある人ない人が、相手を知り、お互いに理解し合うことが共に支えあって暮らすために欠かせないことから障がいを理由とする差別をなくしていく取組みを進めます。

■推進施策

- ・障がいのあることを理由に、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限、条件を付ける不当な差別的取り扱いを解消し、障がいの特性に応じ、メニューの読み上げ、筆談、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段の支援を行うなど合理的配慮が普及するよう民間事業者への啓発活動を推進します。
- ・障がいを理由とする差別の解消を推進するため、市民が障がいについて理解し、可能な範囲で配慮していくことが重要であるため、法の趣旨や障がいについて理解を深める周知を行っていきます。
- ・障害者差別解消法に基づいた考え方を理解し、障がいの特性に応じた窓口対応や会議時等の配慮に活かすため、職員対応要領に則った市職員の研修・啓発を計画的に実施していきます。
- ・地域における障がい者差別に関する相談等について情報を共有し、障がい者差別を解消するための取組みを効果的かつ円滑に行うネットワークとして「障がい者差別解消支援地域協議会」の設置を検討します。

(2) 権利擁護体制の促進

■展開の方向性

認知症高齢者や知的・精神障がい者など、判断能力が不十分な方の権利及び財産を擁護するため、成年後見センターを設置し、成年後見制度の利用促進と普及啓発を図るとともに、必要な方の権利を擁護していきます。

■推進施策

- ・障がい者虐待防止に関し、広報・啓発活動を行うとともに、障がい者虐待に対する適切な対応を関係機関とのネットワーク等を通じて引き続き実施していきます。
- ・判断能力が不十分な障がい者の財産管理や身上監護を支援するための成年後見制度の利用普及に向け、市長申し立て等、市における成年後見制度利用支援事業を展開していきます。

- 成年後見制度については、市民後見・法人後見の対応等様々な課題があることから、伊達市社会福祉協議会等関係機関と協力しながら、地域連携ネットワークの整備や利用促進計画の策定を含め、支援体制づくりを進めていきます。

視点II 地域で自分らしく安心のために

展開III 情報のアクセシビリティ(利便性)

現状と課題

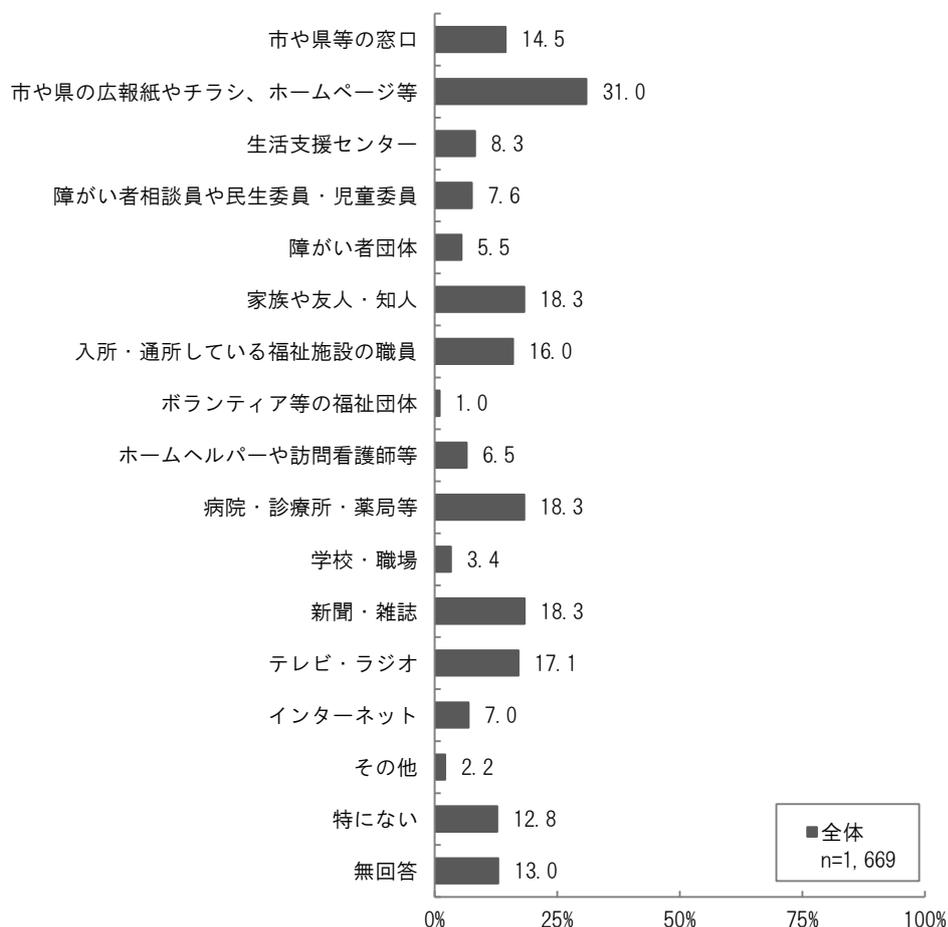
○必要な情報が正確に伝わるように合理的な配慮が必要です

ニーズ調査において、福祉サービスや福祉制度に関する情報源を尋ねてみると、「市や県の広報紙やチラシ、ホームページ等」の割合が最も高くなっていました。

併せて、「いろいろな制度があるが、どんな制度があって、どう利用できるのか、自己負担はどのくらいかかるのか、なかなか分かりにくい。簡単に調べられるシステムを導入して欲しい」との意見もありました。

問 36 福祉サービスや福祉制度の情報をどこから得ていますか。
(○はあてはまるものすべて)

■ 福祉サービスや福祉制度などに関する情報源

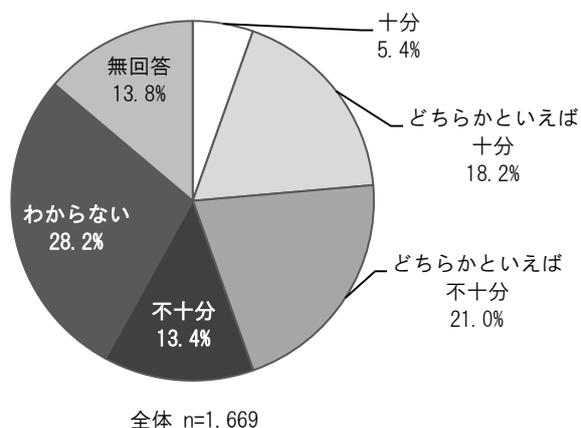


ニーズ調査において、福祉に関する情報を十分に入手できているかを尋ねたところ、「不十分」、「どちらかといえば不十分」の割合が高くなっていました。

また、「福祉施設や福祉サービスについては何もわからない」や「パンフレット等を発送してもらおうなど、情報を発信してもらおうとありがたい」、「自分から調べて探すというのは案外むずかしいものである」など、情報提供を求める意見がみられました。

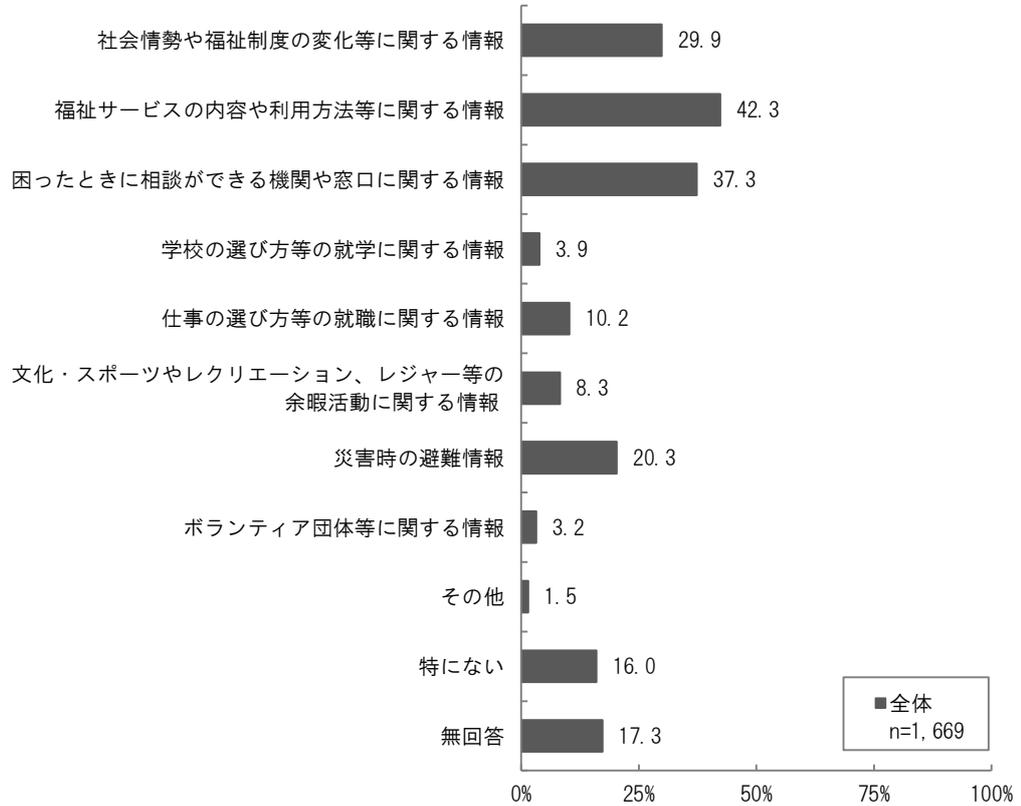
今後特に充実してほしい情報を訪ねたところ、「福祉サービスの内容や利用方法等に関する情報」、「困ったときに相談ができる機関や窓口に関する情報」の割合が他と比べ、高くなっていました。

問 37 福祉に関する情報を十分に入手できていますか。(○は1つだけ)



問 38 あなたにとって、今後、特に充実してほしい情報は何か。
 (〇はあてはまるものすべて)

■ 今後、特に充実してほしい情報



施策の展開

(1) 情報提供の充実等

■展開の方向性

障がい者の多様なニーズに対応し、円滑に情報を取得・利用でき、自発性が発揮できるように適切な情報提供の推進を行います。

■推進施策

- ・市の広報紙やホームページ、冊子やパンフレットの配布、情報を記録した録音媒体の提供など、多様な広報・情報媒体を通じて、障がい福祉に関するサービスや各種支援制度などの内容を分かりやすく紹介し、障がい者やその家族が、自分に合ったサービスを適切に選択でき、利用できる情報提供の充実を図ります。
- ・行政情報の発信に関して、字幕スーパー、手話通訳の挿入など、容易に情報が得られるようなシステムづくりに努めていきます。

(2) 情報・コミュニケーション支援の充実

■展開の方向性

聴覚、視覚等により、情報の取得や伝達に困難を生じる方について、手話、要約筆記、点字のほか、ICT（情報通信技術）等を活用し、情報のバリアフリー化、コミュニケーション手段の充実を図ります。

■推進施策

- ・市民に対して「手話言語条例」の推進、特に手話は言語という理解の促進を図るとともに、手話が広がる環境づくりに努めていきます。
- ・市が主催する講演会などの行事には、できる限り手話通訳や要約筆記による情報保障に努めていきます。
- ・聴覚障がい者の日常生活におけるコミュニケーションを確保するため、手話及び要約筆記の普及を促進します。
- ・視覚障がい者への情報伝達の方法、日常生活におけるコミュニケーションの確保等を図るためニーズを把握するとともに、支援のあり方を検討していきます。

展開Ⅶ 安全・安心

現状と課題

○災害時の避難行動支援の体制づくりを進めておく必要があります

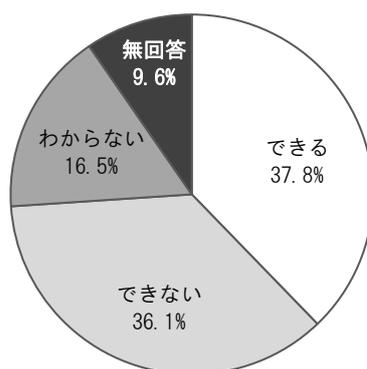
ニーズ調査において、災害時に一人で避難できるか尋ねてみると、「できる」、「できない」の割合がほぼ同じでした。

一方、災害時の避難場所を知っているか尋ねてみると、避難場所を知らない方の割合が高くなっており、また、災害時に頼れる人を尋ねてみると、「同居の家族」の割合が高くなっていました。

併せて、「緊急時や災害時の支援体制の充実」を望む意見がありました。

問 39 あなたは火事や地震等の災害時に、一人で避難できますか。(○は1つだけ)

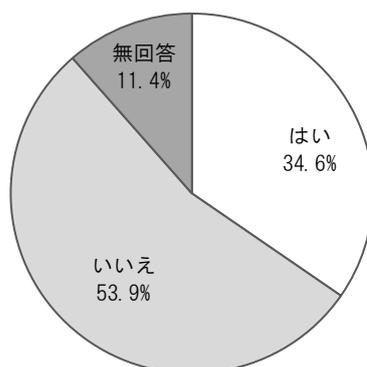
問 39 災害時に一人で避難できるか



全体 n=1,669

問 40 あなたは火事や地震等の災害時の避難場所を知っていますか。(○は1つだけ)

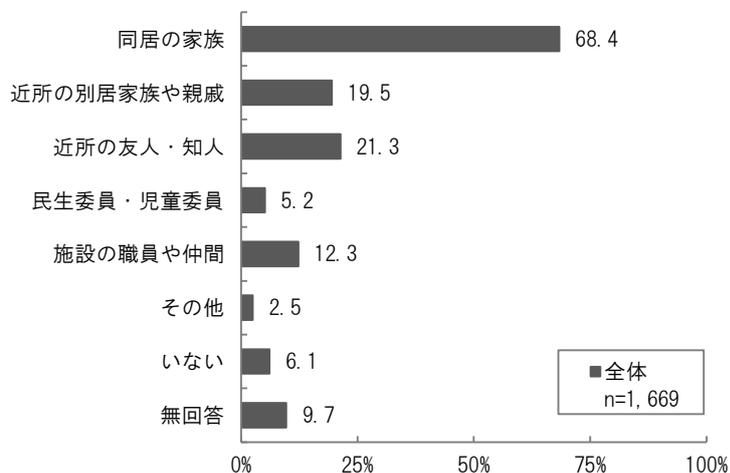
■ 災害時の避難場所を知っているか



全体 n=1,669

問 41 地震や台風等の大きな災害が起きた場合に、安全の確保等で頼れる人は誰ですか。
(〇はあてはまるものすべて)

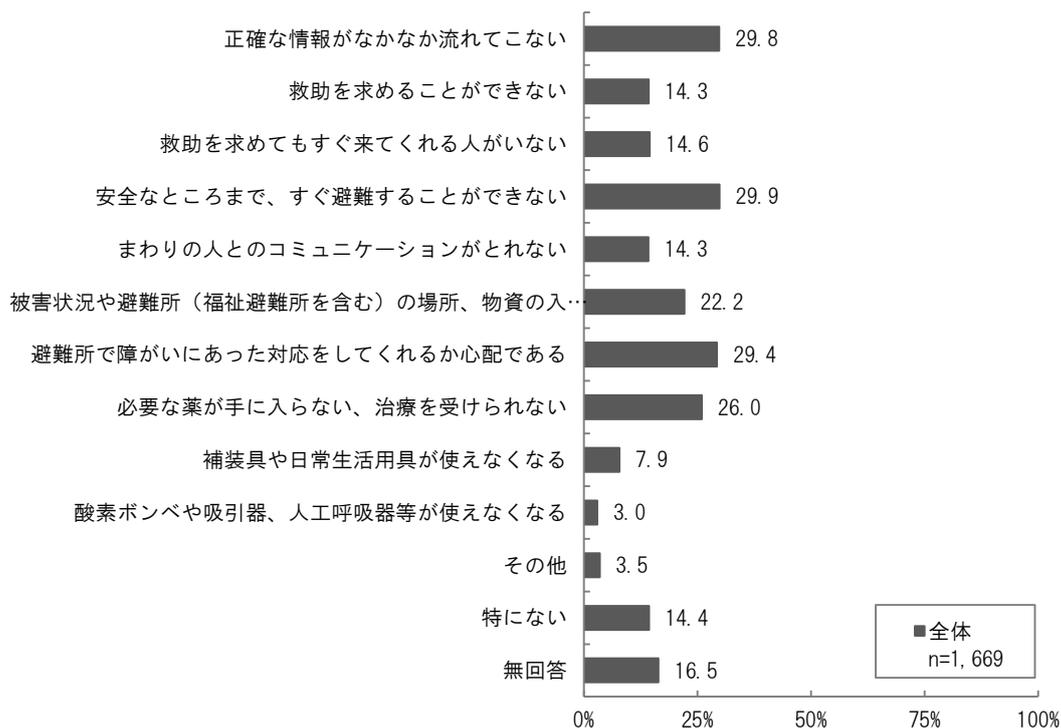
■ 災害時に頼れる人



災害時に心配なことを尋ねてみると、「安全なところまで、すぐ避難することができない」、「正確な情報がなかなか流れてこない」、「避難所で障がいにあった対応をしてくれるか心配である」の割合が高くなっていました。

問 42 地震や台風等の大きな災害が起きた場合、どのようなことが心配ですか。
(〇は3つまで)

■ 災害時に心配なこと



施策の展開

(1) 防災対策の推進

■展開の方向性

障がい者が地域で安心して暮らすために、平常時から、災害による生活環境の変化などに対応でき、必要な時に適切な支援が受けられる地域の体制づくりを推進します。

■推進施策

- ・障がいの有無に関わらず、市民の生命や財産を守るため、伊達市地域防災計画に基づき、災害に強い地域づくりを推進していきます。
- ・自主防災組織の結成の促進とその育成指導を図り、災害発生時に迅速に地域で助け合う「共助」の仕組みを構築していきます。また、一人暮らしの障がい者や高齢者等の要支援者を支援するため、避難行動要支援者登録者名簿の地域での利活用に向けた推進を図ります。
- ・災害発生時に避難所となる施設のバリアフリー化を進めるとともに、それぞれの障がい特性に応じて、ガイドヘルパー（全身性障がい者の移動・外出時に車イスでの介助を行う）の養成や手話通訳者、要約筆記者の配置などハード・ソフト両面での支援体制の充実を図ります。
- ・平常時における地域防災活動の充実として、市や地域で行われる防災訓練への障がい者の参加を促進し、障がい者自らの防災意識の高揚と地域防災体制における連携の強化を図ります。

(2) 防犯対策等の推進

■展開の方向性

障がい者が地域社会において安心して生活できるよう、防犯対策等を推進します。

■推進施策

- ・防犯対策として、障がい者の生活施設や居住している住宅、さらに地域での犯罪等の発生の防止と早期発見に努めるため、警察署等関係機関との連携を強化していきます。
- ・消費者トラブルを未然に防止する観点から、障がい者に対する消費者啓発・教育を推進していきます。

視点Ⅲ 地域生活へ移行できるように

展開Ⅴ 保健・医療

現状と課題

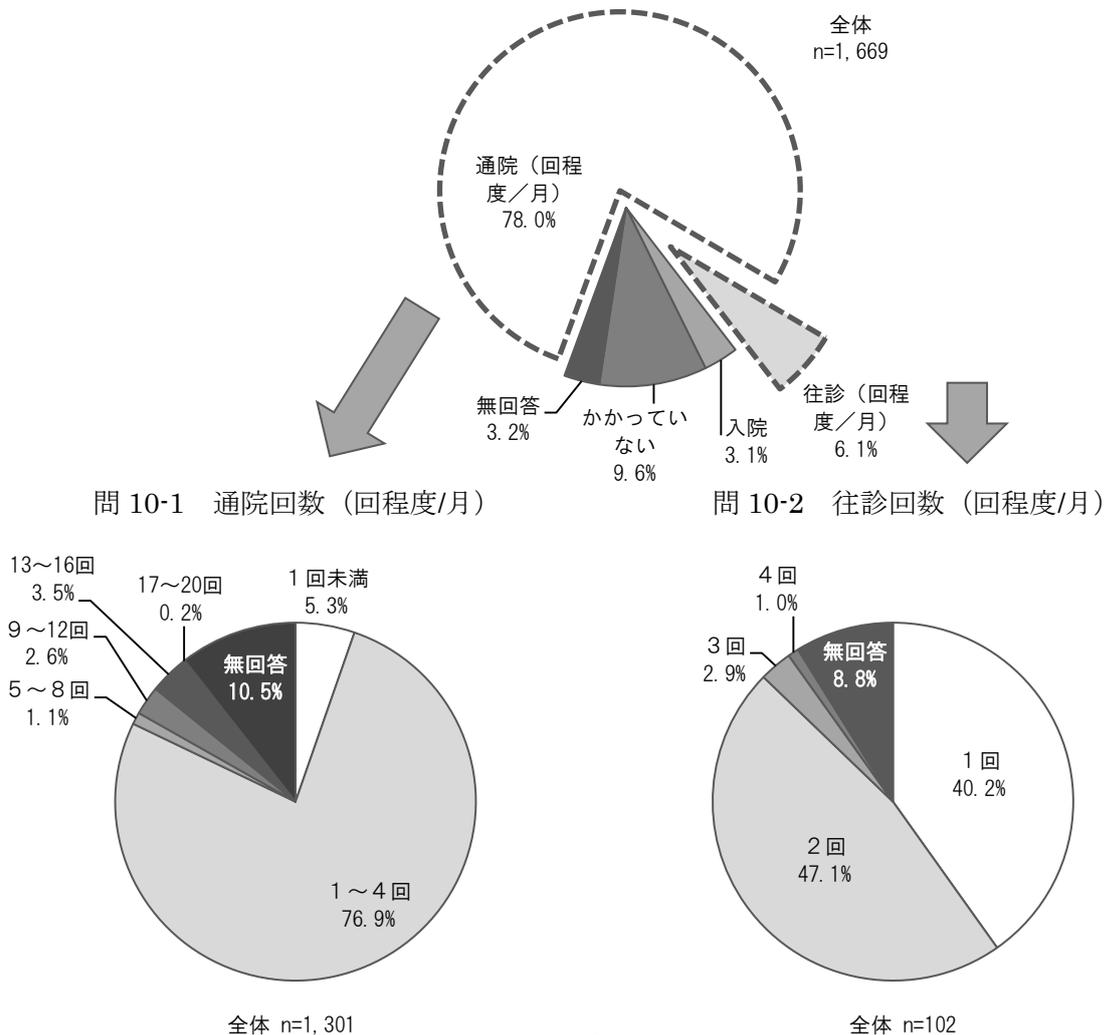
○保健・医療のサービスを適切に利用できる安心感のある地域生活の支援が大切です

ニーズ調査において、医療機関の受診状況では、「1ヶ月あたりの通院回数が1～4回」の割合が高くなっていました。

また、公費負担医療制度の医療状況では、「重度心身障がい者医療費助成制度」、「精神通院医療（自立支援）」の割合が高くなっていました。

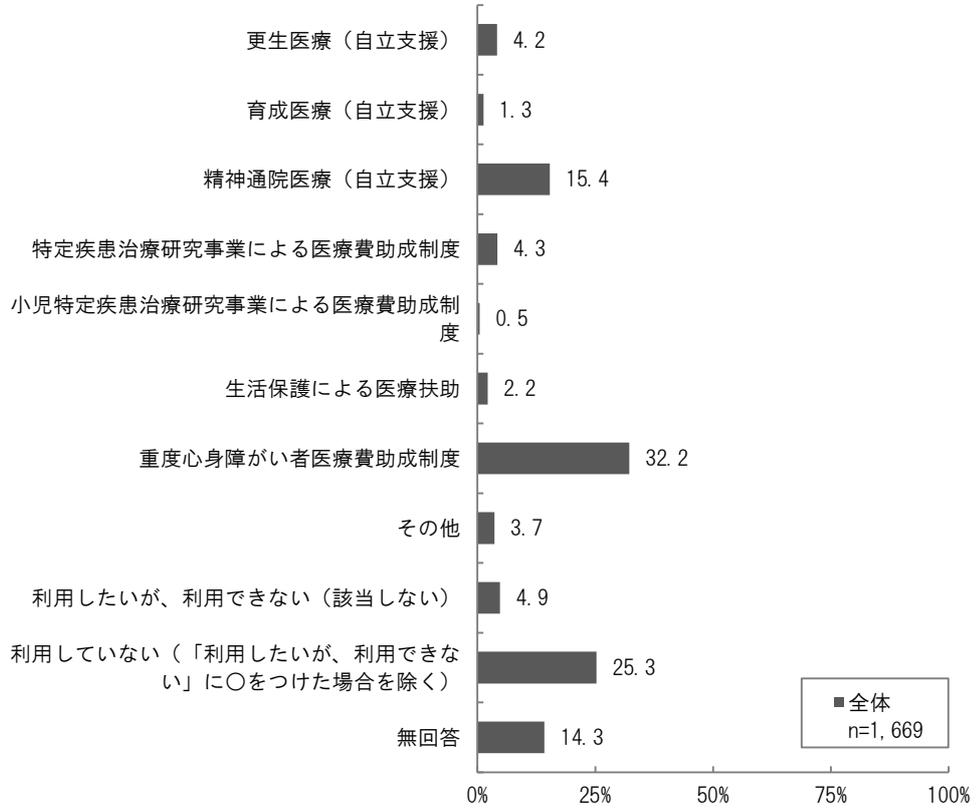
問 10 あなたは現在、医療機関にかかっていますか。(○は1つだけ)

■ 医療機関の受診状況



問 12 公費負担医療制度を利用していますか。(○はあてはまるものすべて)

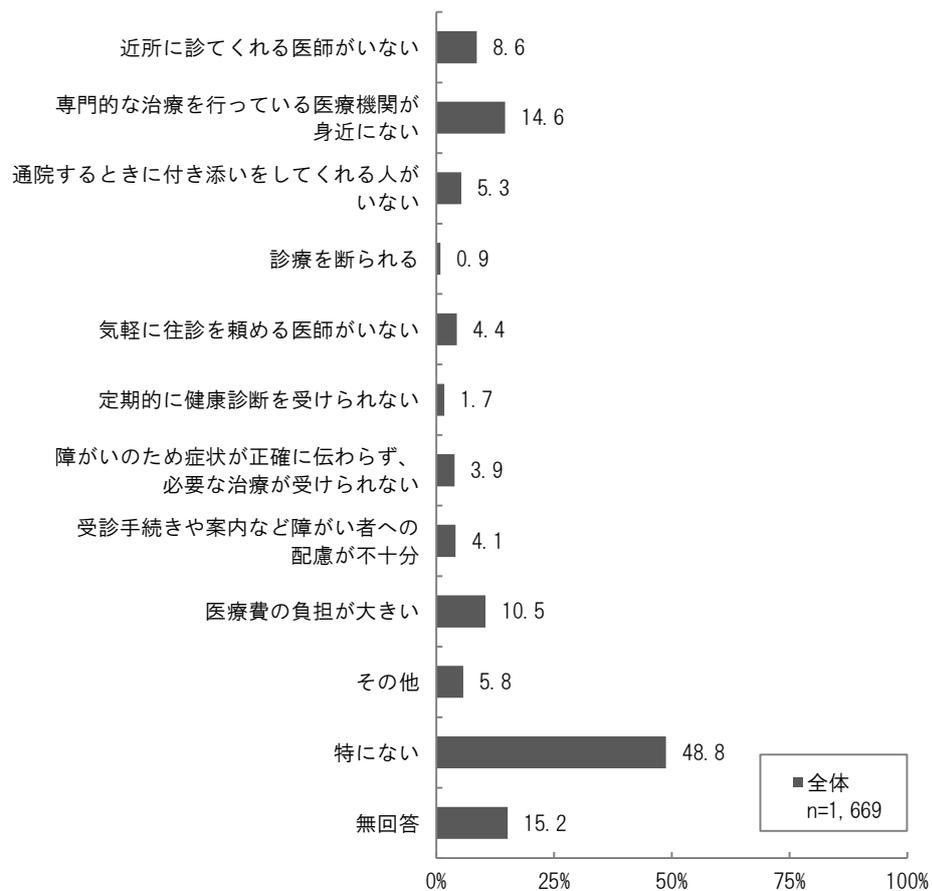
■ 公費負担医療制度の利用状況



健康管理や医療について困ったり不便に思ったことを尋ねてみると、「専門的な治療を行っている医療機関が身近にない」や「医療費の負担が大きい」、「近所に診てくれる医師がいない」の割合が高くなっていました。

問 13 健康管理や医療について困ったり不便に思ったことがありますか。
(○はあてはまるものすべて)

■ 健康管理や医療について困ったり不便に思ったこと



施策の展開

(1) 保健・医療の充実等

■展開の方向性

地域移行の推進のために、家族や地域の理解、グループホームや居宅介護等のサービス基盤の確保とともに、地域移行後の生活支援に必要なサービスに繋げる地域包括ケアシステムの構築に努めます。

また、発達や発育の遅れに早期に対応するための相談や健康診査、成人期の疾病などの早期発見に向けた取組みなど、日常生活における障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見等を図るため、健康づくりを推進していきます。

■推進施策

- ・乳幼児健診の状況確認により、発達の遅れや発達障がいなどの早期発見に努めるとともに、関係部署との連携を図りながら、発達障害に対する正しい理解の促進と支援体制の充実に努めます。
- ・障がいの原因となる重大な疾病を未然に予防するため、特定健康診査を実施するとともに、健診の結果、必要な方には疾病予防のための支援を行います。
- ・精神障がい者が病院から退院し、地域で生活することを希望する場合の「地域移行支援」や「地域定着支援」に対する相談体制を推進するとともに、地域移行後、地域で生活できる仕組みとしての地域包括ケアシステムを整備していきます。
- ・自殺（自死）の問題について、うつ病などの早期発見と早期受診は自殺対策の観点からも重要であり、こころの健康に関する相談に努めるとともに、自殺（自死）予防につなげていきます。

(2) 難病患者への支援充実

■展開の方向性

難病患者等に対する適切な支援を推進します。

■推進施策

- ・難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、保健及び医療、福祉が連携した地域包括ケア体制の充実に努めます。

展開VI 生活環境

現状と課題

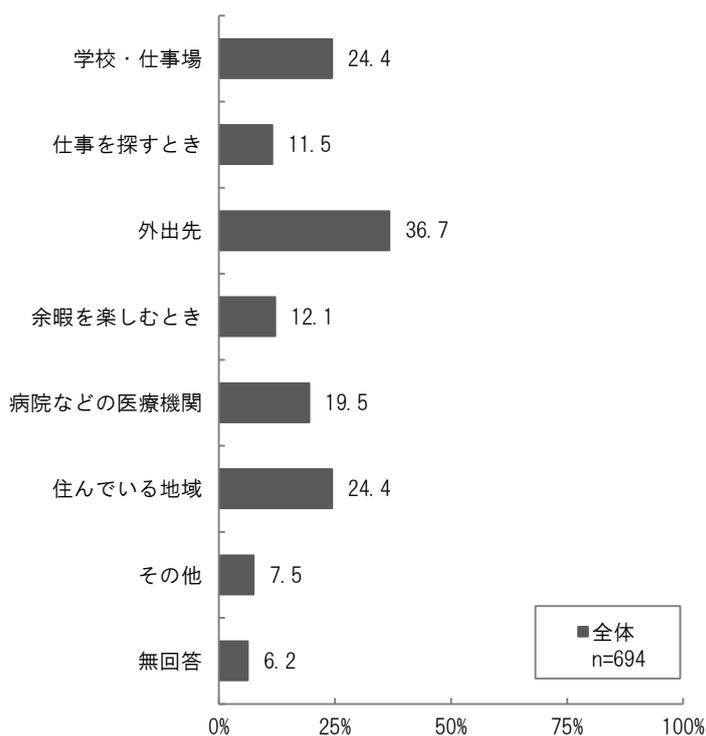
○障がいのある人の権利を守っていくための制度の周知と利用の促進が必要です

ニーズ調査において、障がいがあることで、どのような場所で差別やいやな思いをしたか尋ねたところ、「外出先」、「学校・仕事場」、「住んでいる地域」の割合が高くなっていました。

意見として、「近所付き合いが難しい」、「障がい者と健常者には壁があり、障がい者が理解されていない」といったものがありました。

問 47 どのような場所で差別やいやな思いをしましたか。(○はあてはまるものすべて)

■ どのような場所で差別やいやな思いをしたか



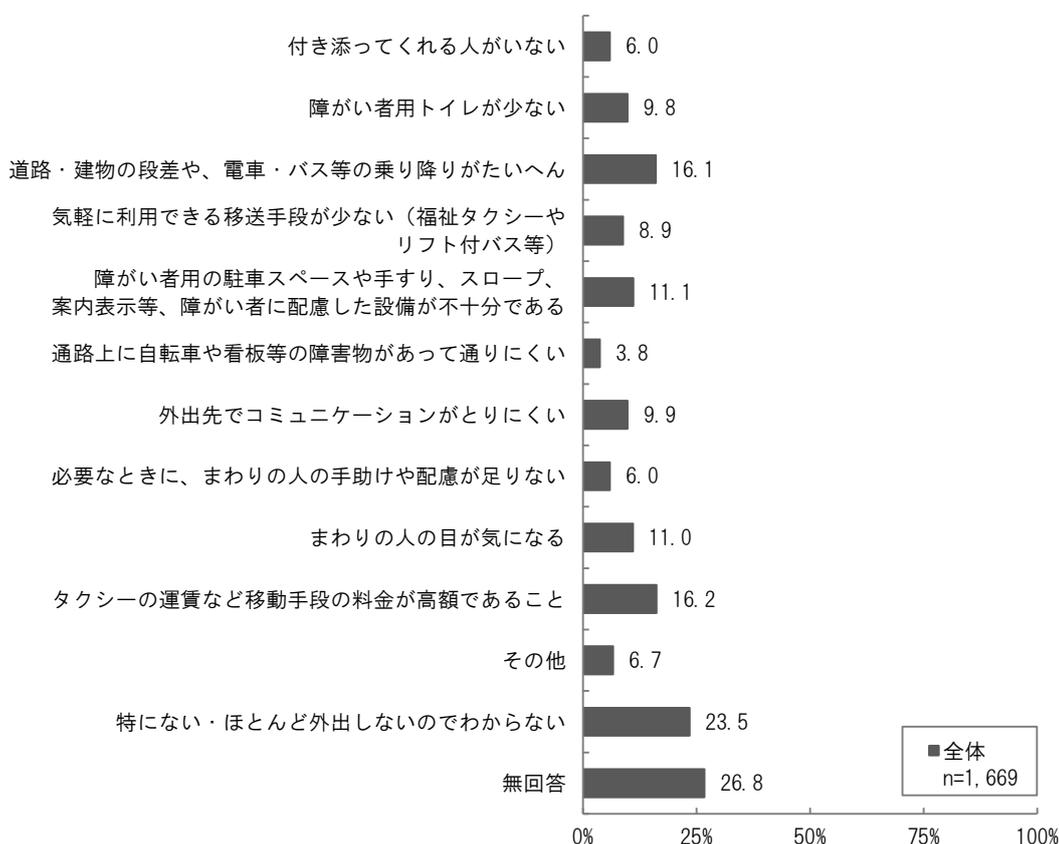
○バリアフリーをすすめていくことが大切です

ニーズ調査において、外出するときどのようなことに不便や困難を感じる人が多いか尋ねたところ、「道路・建物の段差や、電車・バス等の乗り降りがたいへん」、「障がい者に配慮した設備が不十分である」、「障がい者用トイレが少ない」等の割合が高く、バリアフリー化は不十分である現状がうかがえます。

併せて、「坂道、歩道の段差など、車優先の道づくりを、歩行者にも歩きやすくしてほしい」、「洋式トイレをもっと公共施設は増やしてほしい」などの意見がありました。

問 32 外出するとき、あなたはどのようなことに不便や困難を感じる人が多いですか。（○はあてはまるものすべて）

■ 外出時の不便や困難



施策の展開

(1) 障がいの社会モデルの理解促進

■展開の方向性

障がいのある人が必要な支援を受けながら、地域の中で暮らしていくことができる共生のまちづくりを進めていきます。

■推進施策

- ・「伊達市手話言語条例」の理念を市民に広げることと併せて、耳の聞こえない人への理解、さらには様々な障がいに対する理解が広がり、障がい者が味わう社会的不利は、社会こそが『障害（障壁）』をつくっており、それを取り除くのは社会の責務とする、いわゆる「障がいの社会モデル」という考え方が地域に広がるようにその取組みを進めていきます。
- ・障がいについての市民の理解と関心を深めるため、「障がい者週間」の周知を図ります。
- ・障害者差別解消法の施行により、障がいのある人に対する理解がさらに広がるよう、啓発・広報活動に努めていきます。

(2) 生活環境のバリアフリー化の推進等

■展開の方向性

障がい者誰もが地域で安心して、快適な生活を送ることができるように生活環境の整備を推進します。

■推進施策

- ・障がい者など誰もが安全かつ円滑に利用できるように、官公庁の施設・社会福祉施設商業施設などの公共的建築物、道路、公園等の整備を推進します。
- ・公共的施設等において、それぞれの障がいの特性に応じた使いやすい環境や施設づくりについて、障がい者の声を聴きながら、バリアフリー化に努めていきます。
- ・市内で開催される各種イベントにおいて、手話通訳者の確保、車イスに配慮された会場づくりなど、誰もが参加しやすい環境整備がなされるように、理解啓発を進めます。

視点Ⅳ 地域で学び・働くために

展開Ⅶ 教育、社会参加・余暇活動等

現状と課題

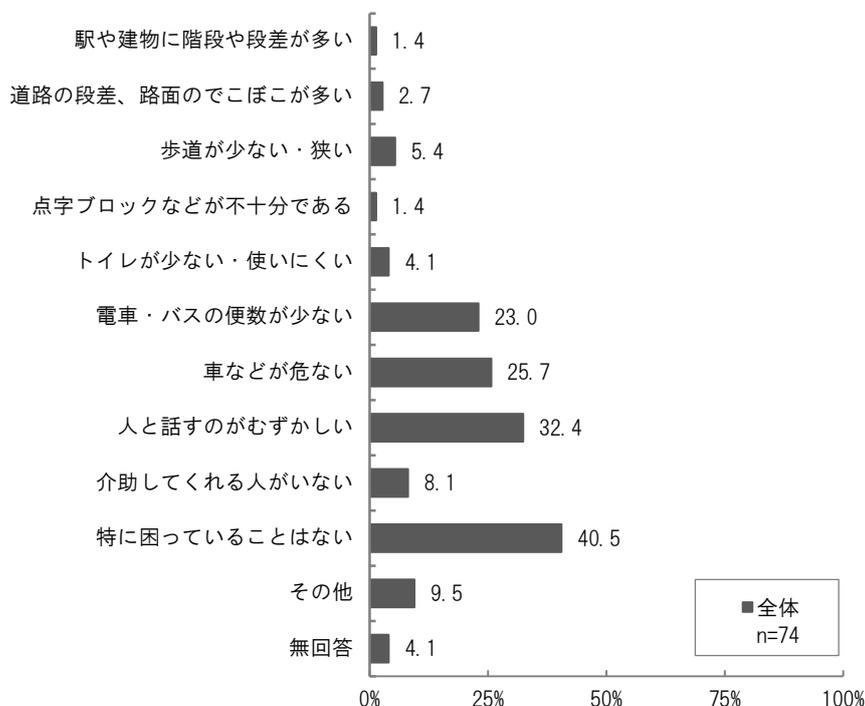
○障がいのある子どものための療育や教育に関する場や機会の充実が求められています

ニーズ調査において、通学・通園時に困っていることを尋ねたところ、「人と話すのがむずかしい」、「車などが危ない」、「電車・バスの便数が少ない」の割合が高くなっていました。

また、意見として「学校を充実させてほしい」、「特別支援学級にも支援学校のように専門的な資格のある教員を配置してほしい」、「発達障害は周りの人の理解がとても必要な障がいである」など、障がいのある子どもを育てている保護者からの要望もあり、それに対する対応が必要です。

問 23 通学・通園時に困っていることはありますか。(○はあてはまるものすべて)

■ 通学・通園時に困っていること



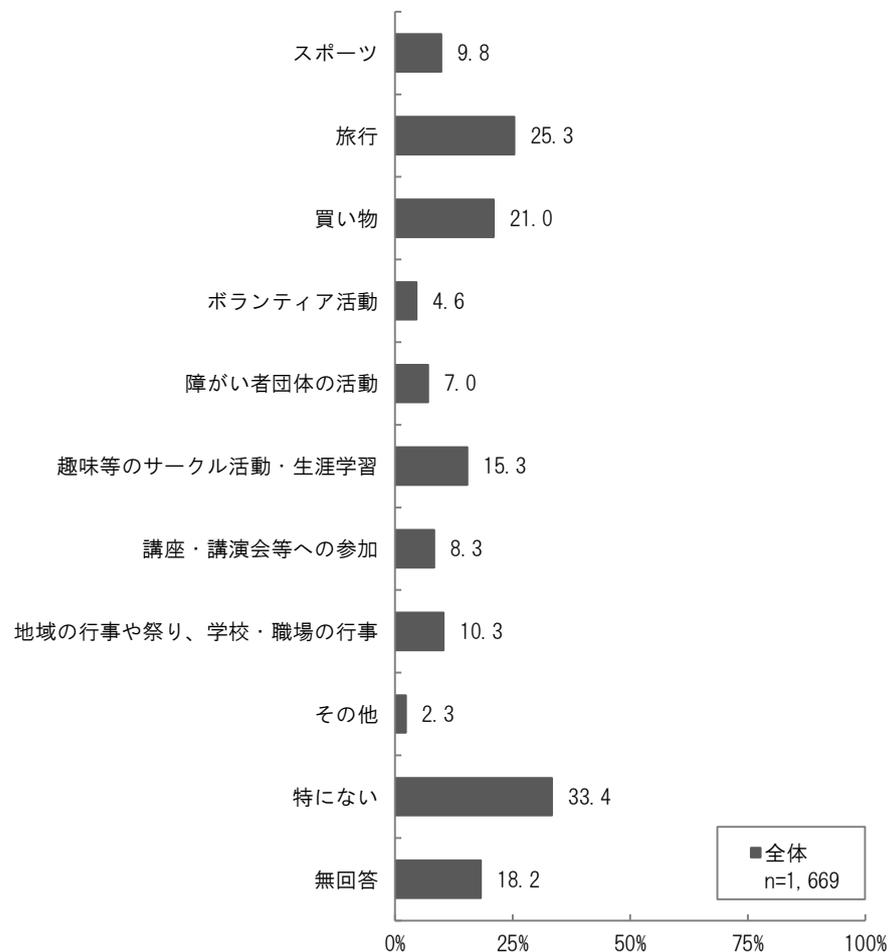
ニーズ調査において、今後、余暇活動としてしたいと思う活動を尋ねたところ、「旅行」、「買い物」、「趣味等のサークル活動・生涯学習」などの割合が高くなっています。

併せて、「同じ障がい者との交流がしたい。生きがいや楽しみがあればと思う（旅行、お泊り、食事会など）」との意見がありました。

さらに、地域で行われる行事や活動に参加しようとした場合に、さまたげとなることを尋ねてみると、「健康や体力に自信がない」、「コミュニケーションが難しい」の割合が高くなっていました。

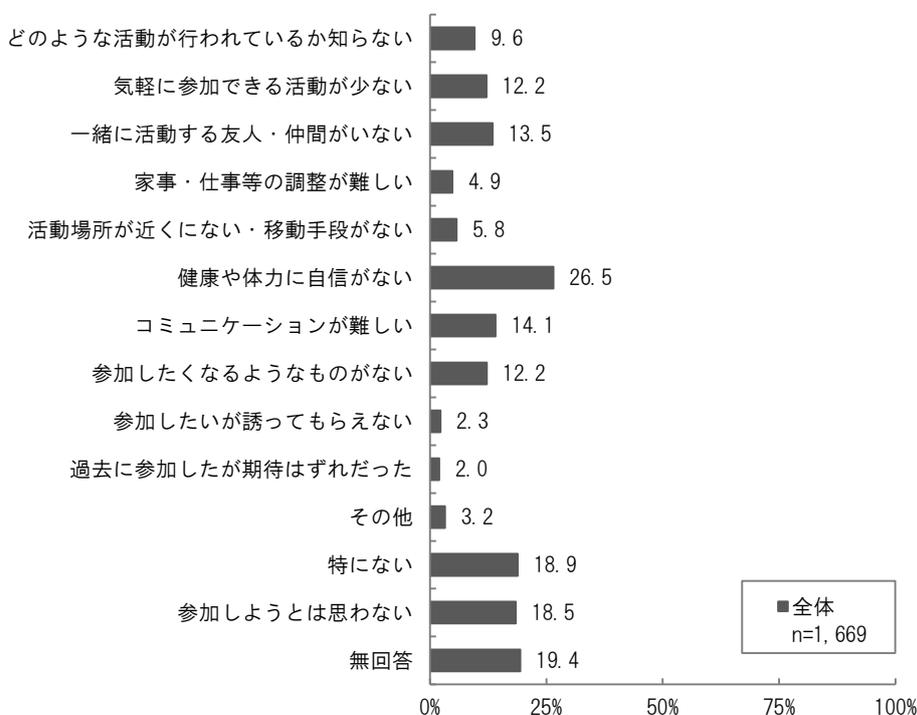
問 35 今後、余暇活動として、どのような活動をしたいと思いますか。
（〇はあてはまるものすべて）

■ 今後、余暇活動としてしたいと思うこと



問 34 あなたが地域で行われる行事や余暇活動に参加しようとした場合、そのさまたげとなることはありますか。(〇はあてはまるものすべて)

■ 参加しようとした場合のさまたげになること



施策の展開

(1) 療育と教育の充実

■展開の方向性

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がいのある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力かつその特性に応じ、可能な限り障がいのない児童生徒とともに教育を受けることのできる教育環境を推進します。

■推進施策

- ・乳幼児期から学齢期（学校在籍中）における一貫したかかわりと相談支援体制を関係機関と連携しながら充実させ、学校を卒業した後の生活支援につないでいきます。
- ・発達障がいなど、多様化する児童・生徒が抱える障がいに対し、専門的な相談支援ができる体制づくりを関係機関や新設が予定される「特別支援学校」と連携を強化しながら進めます。
- ・小中学校において、特別支援学級の児童生徒が通常学級と一緒に学習したり、学校行事や部活動などの場で交流するなど、ともに学ぶ環境づくりを充実させます。

- 障がいのある子どもについて、人権に配慮した教職員の正しい理解を深めるとともに障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を踏まえ、指導方法、指導内容、教材などを工夫しながら、一人ひとりの教育課題に的確に対応し、その可能性を最大限に発揮できるよう特別支援教育の充実を図ります。
- 学習活動や行事などの学校生活の充実を図るため、幅広い分野の関係機関との交流や連携を深めるとともに、保護者や住民などとの交流の機会を設けていきます。
- 学校での学習や生活面で支障をきたさないよう、介助者などの人的配置の充実を図るとともに、多目的トイレやスロープを設置するなど、災害時の避難場所として利用も考慮しながら、学校教育施設のバリアフリーを進めます。

(2) 社会参加・余暇活動等の振興

■展開の方向性

障がい者が生き生きとした生活をおくることができるよう、社会参加・本人活動・余暇活動ができるように、障がい者の自主的な活動に対する支援、障がい者同士あるいは地域の人と交流できる機会の創出を図ります。

■推進施策

- 障がい者が自ら実施する研修会、スポーツ大会、趣味創作活動等の自主的な活動の支援をしていきます。
- 障がい者の社会参加の方法の一つとして、障がい者が安心してスポーツに親しめる環境を整備するとともに、市民のスポーツを通じた交流を促進します。
- 障がいの有無に関係なく、誰もが、いつでも集い、活動・交流できる居場所について、その取組みを推進していきます。

展開Ⅷ 雇用・就業

現状と課題

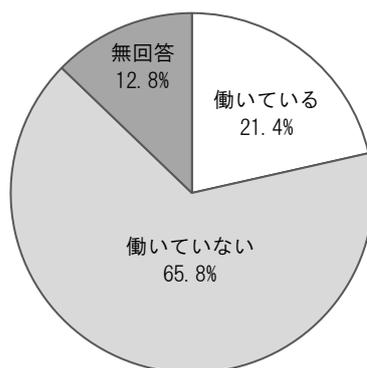
○障がいのある人の就労支援や就労を継続していくための支援が求められています

ニーズ調査において、現在の就労状況について尋ねたところ、「働いていない」の割合が多数を占めていました。

現在働いていない理由をみると、「高齢又は就労年齢に達しないため」が最も多く、次いで「病気のため」、「重度の障がいのため働くことが出来ないため」、「働ける自信がないため」となっていました。

問 21 現在、あなたは働いていますか。(○は1つだけ)

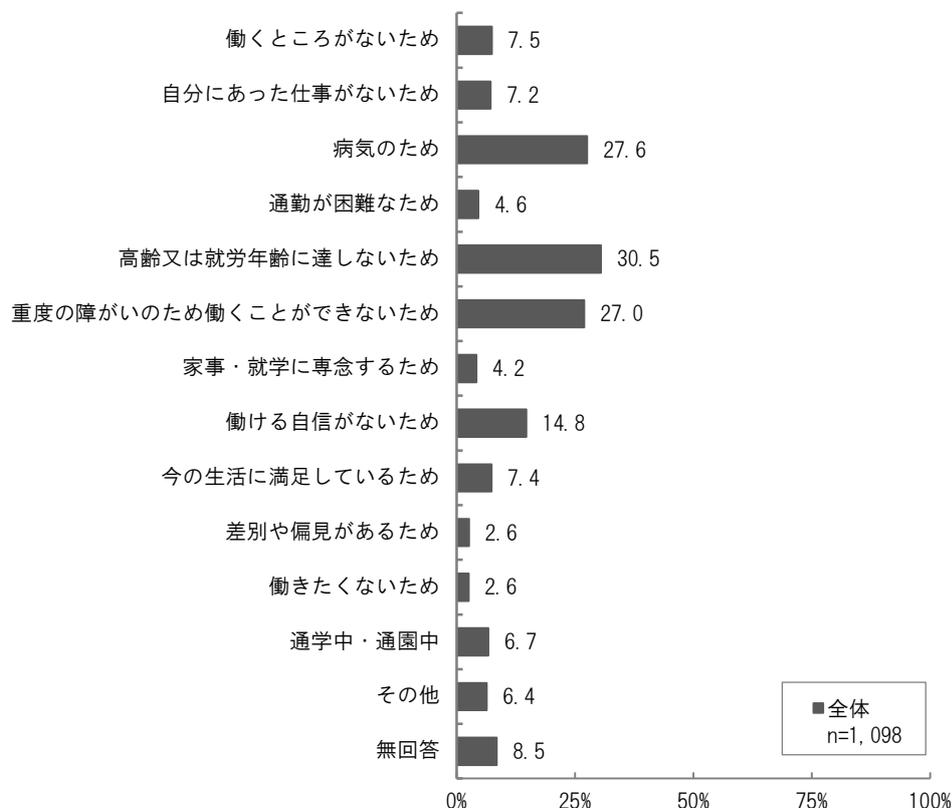
■ 現在の就労状況



全体 n=1,669

問 22 現在、「働いていない」のはどうしてですか。(〇はあてはまるものすべて)

■ 働いていない理由



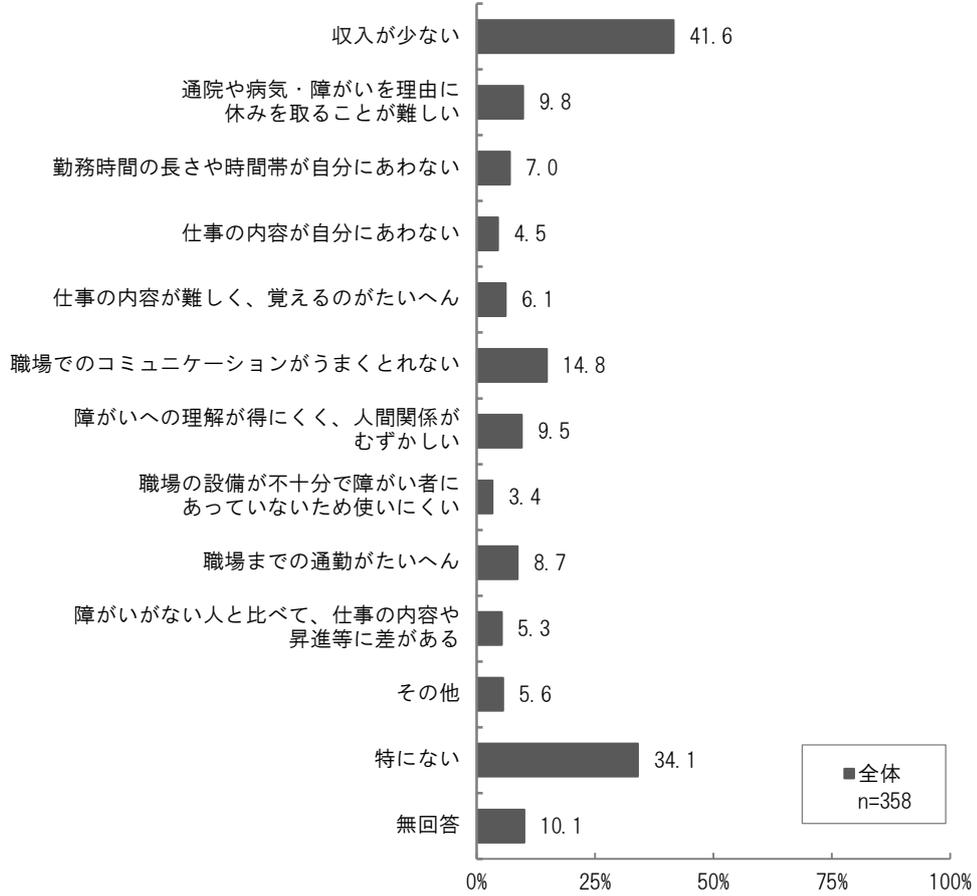
就労者に仕事のことで悩んでいること、困っていることを尋ねてみると、「収入が少ない」、「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」の割合が高くなっています。

意見として、「働いても賃金が安く、生活をするのもやっとで辛い」、「障害者雇用の求人が少なく、働きたくても働けない」、「低所得の求人しかない」、「もう少し就労支援を充実させてほしい」との声がありました。

また、働くために大切な環境を尋ねてみると、「周囲が自分を理解してくれること」、「障がいにあった仕事であること」、「勤務する時間や日数を調整できること」の割合が高くなっていました。

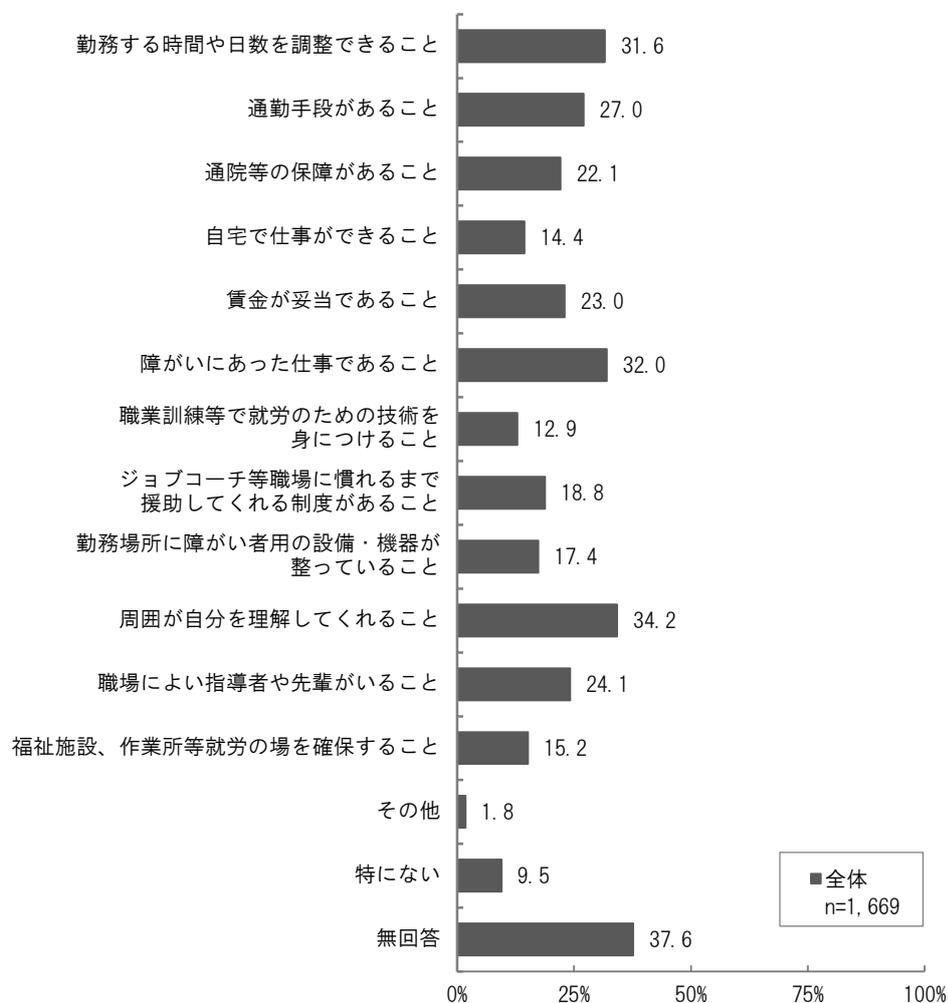
問 25-4 仕事のことで悩んでいることや困っていることがありますか。
 (〇はあてはまるものすべて)

■ 仕事のことで悩んでいること、困っていること



問 27 障がい者が働くためには、どのような環境が整っていることが大切だと思いますか。(〇は3つまで)

■ 働くために大切な環境



施策の展開

(1) 障がい者雇用の促進

■展開の方向性

障がい者が地域で自立した生活を送るためには就労は極めて重要であることを認識し、働く意欲を持てるような支援を推進します。

■推進施策

- ・精神障がい者の雇用が義務化（2018（平成30）年4月施行）されることを踏まえ、精神障がい者の雇用促進の取組みを進めていきます。
- ・使用者による虐待防止など、労働者である障がい者の適切な権利保護のため、ハローワーク等関係労働機関との連携を強化します。
- ・雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）に基づき、障がい者と障がい者でない者との均等な機会の確保及び待遇の確保など、関係機関との連携により図ります。

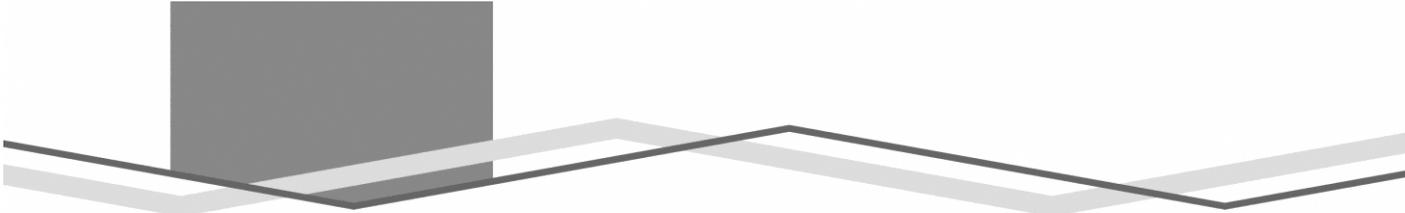
(2) 総合的な就労支援

■展開の方向性

障がい者が自立した生活をおくるために、一般の就労から福祉的就労まで、多様な就労機会の確保を支援していきます。

■推進施策

- ・障害者優先調達法に基づき、障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進していきます。
- ・障がい者が福祉的就労事業所に通所する場合における交通費助成のあり方について、検討していきます。
- ・障がい者就労施設等の提供する製品等を販売・PRするための方法について、検討していきます。
- ・就労継続支援B型事業所については、工賃の低さが課題であることから、官民一体となって工賃の向上に寄与していきます。
- ・農業分野での障がい者の就労を支援し、障がい者の工賃向上及び農業の支え手の拡大等を図る手段について、検討していきます。



第3編 第5期障がい福祉計画の展開
第1期障がい児福祉計画の展開



第1章 2020(平成32)年度の数値目標

第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画においては、国が2017(平成29)年3月に示した基本方針を基に、ニーズ調査の結果や市の現状等を考慮し、目標値を設定します。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、地域の支えにより、入所施設ではなく地域の中で生活を営むことを求めており、2020（平成32）年度末における目標として、2016（平成28）年度末時点の施設入所者の9%以上を地域生活へ移行することが示されています。

社会基盤の整備を図り、地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、2020（平成32）年度末における地域生活に移行する者の人数目標を設定します。

施設入所者の実績は、2016（平成28）年度末で73人となっています。

2020（平成32）年度における目標数は、2人削減の71人、また、施設入所からグループホーム等への移行者数は7人とします。

※国の基本指針

- ・2016（平成28）年度末時点の施設入所者の9%以上を2020（平成32）年度末までに地域生活へ移行するとともに、2020（平成32）年度末の施設入所者数を2016（平成28）年度末時点から2%以上削減する。

■施設入所者数

項目	人数	備考
2016(平成28)年度末実績 (A)	73人	
2020(平成32)年度末見込 (B)	71人	
削減見込(目標値:A-B)	2人	2%以上削減
地域生活移行数(目標値)	7人 9%	施設入所からグループホーム等への移行者数 (※入所者の9%以上)

2 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点とは、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の重度化・高齢化や「親なき後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障がいにも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図るため、以下の機能を持たせた拠点の事です。

2020（平成 32）年度までに設置する地域生活支援拠点等の数について目標値を設定します。また、整備にあたり、県、地域生活支援協議会、県北圏域自治体等と協議・連携していきます。

地域生活支援拠点の機能

①相談

コーディネーターを配置し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に必要なサービスのコーディネートや相談等を実施。

②緊急時の受け入れ・対応

短期入所等を活用した介護者の急病や、障がい者等の状態変化等の緊急時の受け入れ、医療機関への連絡等を実施。

③体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等にあたって、共同生活援助等の利用や一人暮らし体験の機会や場の提供を行う。

④専門的人材の確保・養成

専門的な対応が必要な障がい者等に対する体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う。

⑤地域の体制づくり

コーディネーターの配置、様々なサービス提供体制の確保等の地域の体制づくりを行う。

※国の基本指針

- ・市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域において、2020（平成 32）年度末までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備する。

■ 目標値

項目	目標値	2018年 (H30)	2019年 (H31)	2020年 (H32)
地域生活支援拠点等の設置数 (福島県または県北圏域)	1ヶ所	自立支援協議会内に検討部会 を設置・協議	⇕	設置
			県北圏域の関係機関による ワーキンググループを設置・ 協議	

3 福祉施設利用者の一般就労への移行

地域で自立した生活を営み、積極的な社会参加を図るためには一般就労への移行は大事な一歩です。

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、2020（平成32）年度中に一般就労に移行する者の人数目標を設定します。

一般就労への移行者は、2016（平成28）年度末で1人の実績がありました。2020（平成32）年度までの目標数は5人とします。

※国の基本指針

- ・2020（平成32）年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を2016（平成28）年度実績の1.5倍以上にすることを基本とする。
- ・2020（平成32）年度末における就労移行支援事業の利用者数を2016（平成28）年度末実績から2割以上増加することを目指す。
- ・就労移行率3割以上である就労移行支援事業所を、2020（平成32）年度末までに全体の5割以上とすることを目指す。
- ・各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とすることを基本とする。

■一般就労移行者数

項目	人数	備考
2016(平成28)年度実績	1人	
2020(平成32)年度目標値	5人	2016(平成28)年度実績の1.5倍以上

■就労移行支援事業利用者数

項目	人数	備考
2016(平成28)年度末実績	8人	
2020(平成32)年度末目標値	24人	2016(平成28)年度末実績の2割以上

■就労移行支援事業所数

項目	目標値	備考
2020(平成32)年度就労移行支援事業所数	2ヶ所	
2020(平成32)年度末就労移行支援事業所数	1ヶ所	就労移行率3割以上

■就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率

項目	目標値	備考
2019(平成31)年度	100%	
2020(平成32)年度	100%	

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

国の指針では、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が、情報共有や連携を行う体制を構築できるように、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設けることとしています。

■ 目標値

項目	目標	備考
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置	2020(平成 32)年度末までに保健・医療・福祉関係者と連携し設置

5 障がい児支援の提供体制の整備

障がいのある児童の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を設置していきます。

(1) 2020(平成 32)年度末時点の児童発達支援センターの設置数

国の基本指針に従い、2020(平成 32)年度末までに児童発達支援センターを1か所以上設置します。

■ 目標値

項目	目標値	備考
児童発達支援センターの設置数	1か所	2020(平成 32)年度末時点

(2) 2020(平成 32)年度末までの保育所等訪問支援利用体制の構築

国の基本指針に従い、2020(平成 32)年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。

■ 目標値

項目	目標値	備考
保育所等訪問支援体制構築	1か所	2020(平成 32)年度末時点

（3）2020（平成32）年度末時点の、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所数

国の基本指針に従い、2020（平成32）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を1か所設置します。

■ 目標値

項目	目標値	備考
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	圏域に1か所	2020(平成32)年度末時点
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス	圏域に1か所	2020(平成32)年度末時点

（4）2018（平成30）年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置

国の基本指針に従い、2018（平成30）年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。

■ 目標値

項目	目標値	備考
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置	1か所	2018(平成30)年度末時点

第2章 障がい福祉サービスの見込量と考え方

1 訪問系サービス

訪問系サービスは以下のとおりです。2015（平成 27）年度以降の実績値は、2016（平成 28）年度を除き計画値を上回っています。

ニーズ調査によると、多くの障がい者が自宅で生活したいと希望しているものの、日常生活では調理、買い物、掃除、洗濯などに全面的に支援が必要であることがわかりました。

このことから、計画値を通常よりも高く設定し、2020（平成 32）年度の計画値は 3,480 時間/月とします。

（1）居宅介護

- ・自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。

（2）重度訪問介護

- ・重度の肢体不自由者、知的障がい者及び精神障がい者で常時介護を必要とする人が対象となり、自宅での入浴、排せつ、食事の介護などから外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスを提供します。

（3）同行援護

- ・視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

（4）行動援護

- ・知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等で、常時介護を必要とする人が対象となります。
- ・危険を回避するために、外出時の介護サービスを提供します。

（5）重度障がい者等包括支援

- ・常時介護を必要とする障がい者で介護の必要の程度が著しく高い場合に対象となります。
- ・居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。

■ 訪問系サービス(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援)

(時間/月)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	2,420	2,530	2,640	3,003	3,242	3,480
実績	2,615	2,442	2,646			

※2017(H29)年度は 8 月末までの実績

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

- ・常時介護が必要な障がい者で、障害支援区分3（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分4）以上、または年齢が50歳以上で、障害支援区分2（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分3）以上の場合に対象となります。
- ・事業所において、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動の機会の提供などのサービスを提供します。
- ・2015（平成27）年度以降の実績値は、計画値を下回って推移しています。今後は実績値とニーズ調査を踏まえ利用を見込みます。

■ 生活介護

(人/月)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	130	135	140	133	147	161
実績	119	120	119			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

(2) 自立訓練（機能訓練）

- ・地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障がい者が対象となります。
- ・自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能の向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。
- ・2015（平成27）年度に1人/月の利用実績となっています。今後も関係機関との連携を深め、社会資源の開発に努めます。

■ 自立訓練（機能訓練）

(人/月)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	1	1	1	1	1	1
実績	1	0	0			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

(3) 自立訓練（生活訓練）

- ・地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい者、精神障がい者が対象となります。
- ・自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、生活能力向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。
- ・2015（平成 27）年度以降の実績は減少傾向にあるものの、ニーズ調査を踏まえ利用を見込みます。

■ 自立訓練（生活訓練）

(人/月)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	10	10	10	10	10	10
実績	4	1	0			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

(4) 就労移行支援

- ・一般就労等を希望し、企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる障がい者が対象となります。
- ・定められた期間、事業所における作業や、企業における実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援など、就労・定着のために必要な訓練、指導等のサービスを提供します。
- ・市内の事業所の増加もあり、2016（平成 28）年度以降計画値を大きく上回る利用実績となっています。この傾向を踏まえ、ニーズ調査を参考に利用者を見込みます。

■ 就労移行支援

(人/月)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	5	6	7	16	20	24
実績	3	8	12			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

(5) 就労継続支援（A型）

- 一般の事業者には雇用されることが困難な場合に、事業所内において雇用契約に基づく就労が可能な障がい者が対象となります。
- 一般就労に向け、知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等のサービスを提供します。
- 実績値は計画値を下回って推移していますが、増加傾向にあります。今後も関係機関と連携しサービス提供体制の充実を図ります。

■ 就労継続支援（A型）

(人/月)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	25	30	35	28	31	35
実績	22	25	24			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

(6) 就労継続支援（B型）

- 企業等や就労継続支援（A型）での就労経験があって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった障がい者や、就労移行支援事業を利用したが企業等や就労継続支援事業（A型）の雇用に結びつかなかった障がい者が対象となります。
- 雇用契約は締結しないで、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等のサービスを提供します。
- 実績値は計画値を下回って推移していますが、利用者は増加傾向にあります。今後も傾向を踏まえニーズ調査を参考に利用者を見込みます。

■ 就労継続支援（B型）

(人/月)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	200	220	240	227	258	288
実績	168	185	197			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

(7) 就労定着支援

- ・就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、当事者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行うものです。
- ・2018（平成 30）年度から新たに実施される事業のため、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を見込み量として設定しています。

■ 就労定着支援

(人/月)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	-	-	-	1	3	5
実績	-	-	-			

(8) 療養介護

- ・病院等への長期の入院による医療に加え、常時介護が必要な障がい者で、障害支援区分5以上の重度心身障がい者が対象となります。
- ・病院等への入院による医学的管理の下、食事・入浴等の介護の提供、日常生活上の相談支援、社会参加活動支援などを通して身体能力や日常生活能力の維持・向上のために必要な介護、訓練等を実施します。
- ・2015（平成 27）年度以降の実績値は、ほぼ横ばいで推移しています。ニーズ調査を参考に今後増加するものとして利用を見込みます。

■ 療養介護

(人/月)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	11	14	18	11	15	18
実績	9	10	7			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

(9) 短期入所

- 居宅で介護している介護者の疾病等の理由で、障がい者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等が対象となります。
- 医療型は病院等で、福祉型は障がい者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を提供します。
- 2015（平成 27）年度以降の実績値は、2016（平成 28）年度に計画値を下回りましたが増加傾向にあり、引き続きサービス提供体制の充実に努めます。

■ 短期入所（医療型）

(人/月)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	2	3	3	4	4	5
実績	3	2	4			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

■ 短期入所（福祉型）

(人/月)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	8	9	12	5	6	7
実績	3	3	3			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

3 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

- ・就労、または就労継続支援等の日中活動を利用している障がい者で地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な場合に対象となります。
- ・家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など必要なサービスを提供します。
- ・2015（平成 27）年度以降の実績値は、計画値を下回るものの年々増加傾向の推移となっています。今後は、実績をもとにニーズ調査結果を踏まえて利用を見込み、引き続きサービス提供に努めます。
- ・障がい者が居住する場を確保するため、事業所の参入促進に努めながら、2020（平成 32）年度までに市内に新たに3ヶ所設置することを目標とします。

■ 共同生活援助（グループホーム）

(人/月)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	60	70	90	48	52	57
実績	37	43	42			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

(2) 施設入所支援

- ・生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動とあわせて夜間等における入浴、排せつまたは食事の介護等、障がい者支援施設において必要な介護、支援等を実施します。
- ・2015（平成 27）年度以降の実績値は、ほぼ横ばいで推移しています。今後は、国の定める指針に従い、利用者数は減少を見込みますが、引き続きサービス提供も実施します。

■ 施設入所支援

(人/月)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	73	71	69	73	72	71
実績	75	74	74			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

(3) 自立生活援助

- 障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する者に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うほか、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった場合は、訪問、電話等による随時の対応を行います。

■ 自立生活援助

(人/月)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	-	-	-	1	1	1
実績	-	-	-			

4 相談支援

(1) 計画相談支援

- サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。
- 2015（平成 27）年度以降の実績値は、計画値を下回る推移となっています。今後とも引き続きサービスの提供に努めます。

■ 計画相談支援

(人/月)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	80	85	90	91	103	116
実績	70	78	73			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

(2) 地域移行支援

- ・入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する障がい者に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組みと連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。
- ・2015（平成 27）年度以降の実績はありませんでしたが、今後も引き続きサービスの提供に努めます。

■ 地域移行支援

(人/月)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	3	3	4	3	3	4
実績	0	0	0			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

(3) 地域定着支援

- ・入所施設や精神科病院から退所・退院した障がい者、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。
- ・2015（平成 27）年度以降の実績はありませんでしたが、今後も引き続きサービスの提供に努めます。

■ 地域定着支援

(人/月)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	1	2	2	1	2	2
実績	0	0	0			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

5 障がい福祉サービスの見込量一覧

区分	単位	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
居宅介護 重度訪問介護・同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間分	3,003	3,242	3,480
	人分	122	131	141
生活介護	人日分	2,672	2,953	3,234
	人分	133	147	161
自立訓練(機能訓練)	人日分	10	10	10
	人分	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	人日分	100	100	100
	人分	10	10	10
就労移行支援	人日分	252	313	375
	人分	16	20	24
就労継続支援(A型)	人日分	606	687	768
	人分	28	31	35
就労継続支援(B型)	人日分	4,477	5,075	5,673
	人分	227	258	288
就労定着支援	人分	1	3	5
療養介護	人分	11	15	18
短期入所(医療型)	人日分	32	32	40
	人分	4	4	5
短期入所(福祉型)	人日分	40	48	56
	人分	5	6	7
共同生活援助(GH)	人分	48	52	57
施設入所支援	人分	73	72	71
自立生活援助	人分	1	1	1
計画相談支援	人分	91	103	116
地域移行支援	人分	3	3	4
地域定着支援	人分	1	2	2

第3章 障がい児支援の見込量と考え方

1 障がい児通所支援

(1) 児童発達支援

- ・障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導や、必要な知識や技能の付与、集団生活への適応のための訓練を行います。
- ・ニーズ調査による利用意向を踏まえ利用者数を見込みます。
- ・今後も関係機関との連携を深め、社会資源の開発に努めます。

■ 児童発達支援

(人/月)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	55	61	67	53	70	87
実績	46	81	68			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

(2) 放課後等デイサービス

- ・学校通学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
- ・2015（平成27）年度以降、利用者数は年々増加しています。
また、ニーズ調査では、介助者が長時間働くことができる条件として、本サービスの充実を望む意見がありました。これらを踏まえ利用者数を見込みます。
- ・今後も関係機関との連携を深め、社会資源の開発に努めます。

■ 放課後等デイサービス

(人/月)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	75	84	93	198	216	227
実績	88	108	154			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

(3) 保育所等訪問支援

- ・保育所等（保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校その他児童が集団生活をおくる施設）を現在利用中の障がい児、または今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援員が保育所等を訪問して支援することにより、保育所等の安定した支援を促進します。
- ・ニーズ調査による利用意向を踏まえ利用者数を見込みます。

■ 保育所等訪問支援

(人/月)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	1	1	1	20	20	20
実績	0	1	1			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

(4) 医療型児童発達支援

- ・肢体不自由のある障がい児が対象となります。
- ・日常生活の基本動作の習得や集団生活に適応するための適切な指導や訓練のサービス及び治療を提供します。
- ・これまでの実績をもとに、ニーズ調査を参考にして利用者数を見込みます。

■ 医療型児童発達支援

(人/月)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	5	8	12	2	2	2
実績	2	1	1			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

(5) 居宅訪問型児童発達支援

- ・重症心身障がい児などの重度の障がい児であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、その他必要な支援を行うものです。

■ 居宅訪問型児童発達支援

(人/月)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	-	-	-	3	3	3
実績	-	-	-			

2 障がい児入所支援

(1) 福祉型児童入所施設

- ・障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。

■ 福祉型児童入所施設

(人/月)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	3	3	3	3	3	3
実績	1	0	1			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

(2) 医療型児童入所施設

- ・障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行います。医療型は福祉サービスに併せて治療を行います。

■ 医療型児童入所施設

(人/月)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	1	1	1	1	1	1
実績	0	0	1			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

3 障がい児相談支援

- ・ 障害児支援利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。
- ・ 2015（平成 27）年度以降、本格的な実施を受けて実績は増加しています。今後も引き続きサービスの提供に努めます。

■ 障がい児相談支援

（人/月）

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	19	21	23	76	97	118
実績	28	34	55			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

4 障がい児支援の見込量一覧

区分	単位	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
児童発達支援	人日分	1,060	1,400	1,740
	人分	53	70	87
放課後等デイサービス	人日分	3,960	4,320	4,540
	人分	198	216	227
保育所等訪問支援	人日分	60	60	60
	人分	20	20	20
医療型児童発達支援	人日分	40	40	40
	人分	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	人日分	60	60	60
	人分	3	3	3
障がい児入所施設(福祉型)	人分	3	3	3
障がい児入所施設(医療型)	人分	1	1	1
障がい児相談支援	人分	76	97	118

第4章 地域生活支援事業の見込量と考え方

1 理解促進研修・啓発事業

- ・市民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業（教室開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動等）を行います。
- ・障がい者等に対する理解を深めるために、研修・啓発事業の充実を図ります。

■ 理解促進研修・啓発事業

(有無)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	有	有	有	有	有	有
実績	有	有	無			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

2 自発的活動支援事業

- ・障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組み（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援など）の支援を行います。
- ・障がい者やその家族等による地域における自発的な取り組みに対し、関係機関との連携を深め事業の充実を図ります。

■ 自発的活動支援事業

(有無)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	有	有	有	有	有	有
実績	有	有	有			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

3 相談支援

① 障がい者相談支援事業

- 障がい者や障がい児、保護者、介護者等の福祉に関する相談に応じ必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うと共に、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
- 市では2事業所に障がい者相談支援を委託して事業を行ってきました。今後も事業の充実を図ります。
- また、市では2015（平成27）年度に基幹相談支援センターを設置し、必要な援助を行ってきました。今後も引き続き関係機関との連携を深め事業の充実を図ります。

■ 障がい者相談支援事業

（箇所）

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	2	2	2	2	2	2
実績	2	2	2			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

■ 基幹相談支援センターの設置

（有無）

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	有	有	有	有	有	有
実績	有	有	有			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

② 基幹相談支援センター等機能強化事業

- ・基幹相談支援センターが、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援等を実施し、相談支援機能の強化を図ります。
- ・今後も引き続き関係機関との連携を深め事業の充実を図ります。

■ 基幹相談支援センター等機能強化事業

(有無)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	有	有	有	有	有	有
実績	有	有	有			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

③ 住宅入居等支援事業

- ・賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対して入居に必要な調整等に係る支援を行います。
- ・今後も関係機関との連携を深め、障がい者の一般住宅入居に関する支援の充実をめめます。

■ 住宅入居等支援事業

(有無)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	有	有	有	有	有	有
実績	無	無	無			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

4 成年後見制度利用支援事業

- 成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の申し立てに必要な経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬を助成するなど、成年後見制度の利用を支援し障がい者の権利擁護を図ります。
- 成年後見制度の利用促進と普及啓発を図るため、地域連携ネットワークの整備や利用促進計画の策定を含めた支援体制づくりを進めます。

■ 成年後見制度利用支援事業

(人/年)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	2	2	2	4	4	4
実績	2	2	0			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

5 成年後見制度法人後見支援事業

- 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

■ 成年後見制度法人後見支援事業

(有無)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	有	有	有	有	有	有
実績	無	無	無			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

6 意思疎通支援事業

① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

- 手話通訳者、要約筆記者の派遣により、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等と他の人との意思疎通の円滑化を図ります。
- 手話に対する理解を深め、手話を広く普及するとともに、手話を使う市民が安心して日常生活を送ることができる環境づくりを進めます。
- 実績値を考慮して計画値を設定し、今後も引き続きサービス提供に努めます。

■ 手話通訳

(人/年)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	5	5	5	10	15	20
実績	9	8	5			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

■ 要約筆記

(人/年)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	5	5	5	5	5	5
実績	1	2	2			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

② 手話通訳者設置事業

- 手話通訳者を障がい福祉担当窓口等に配置し、各事務手続き等の利便性の向上を図ります。
- 第5期において配置に努めます。

■ 手話通訳者設置事業

(人)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	1	1	1	1	1	1
実績	0	0	0			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

7 日常生活用具給付等事業

- 重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。
- 2015（平成 27）年度以降の実績値に応じて利用を見込み、引き続き自立生活支援用具等の日常生活用具の給付・貸与を行っていきます。

■ 介護・訓練支援用具

(件/年)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	5	5	5	12	12	12
実績	3	6	1			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

■ 自立生活支援用具

(件/年)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	10	10	10	21	21	21
実績	3	8	4			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

■ 在宅療養等支援用具

(件/年)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	40	40	40	29	34	40
実績	18	23	7			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

■ 情報・意思疎通支援用具

(件/年)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	20	20	20	40	40	40
実績	24	38	14			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

■ 排泄管理支援用具

(人/年)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	130	130	130	122	125	128
実績	114	118	105			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

■ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

(人/年)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	3	3	3	6	6	6
実績	6	1	0			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

8 手話奉仕員養成研修事業

- ・聴覚障がい者の社会生活におけるコミュニケーションの確保を図るため、手話のできる市民の養成、手話通訳者の養成を行います。
- ・第5期計画において養成・研修を行います。

■ 手話奉仕員養成研修事業

(人/年)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	1	2	3	20	20	20
実績	20	20	18			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

9 移動支援事業

- ・屋外での移動が困難な障がい者等に対し、外出のための支援を行い地域における自立生活や社会参加を促進します。個別支援が必要な障がい者に対して、マンツーマンによる支援を行います。
- ・2015（平成 27）年度以降の実績値は、ほぼ計画値どおりになっています。第5期計画では、この実績値をもとに利用者を見込みます。

■ 移動支援事業

(人/年)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	25	30	35	40	45	50
実績	30	29	30			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

10 地域活動支援センター

- ・創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図るため地域活動支援センターの機能を充実強化します。具体的には、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、障がいに対する理解促進のための普及啓発活動などを行います。
- ・2014（平成 26）年度に1箇所、地域活動支援センターが設置されました。今後は普及啓発活動などにより利用者数の増加を見込みます。

■ 地域活動支援センター

(人/年)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	1	1	1	1	1	1
実績	1	1	1			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

11 その他の事業

① 訪問入浴サービス事業

- ・訪問により居宅で入浴サービスを提供します。
- ・2015（平成 27）年度以降の実績値は、計画値を下回るものの増加傾向で推移しています。今後は実績値をもとに利用者を見込みます。

■ 訪問入浴サービス事業

(人/年)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	18	21	24	18	21	24
実績	14	15	17			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

② 更生訓練費給付事業

- ・就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している障がい者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。
- ・2015（平成 27）年度以降の実績値は、計画値を下回るものの増加傾向で推移しています。今後は増加するものと見込み利用者数を設定します。

■ 更生訓練費給付事業

(人/年)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	19	21	23	16	20	24
実績	9	10	13			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

③ 知的障害者職親委託事業

- 知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者を一定期間、知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えると共に雇用の促進と職場における定着性を高め、知的障がい者の福祉の向上を図ります。
- 2015（平成 27）年度以降計画値とおりの推移となっています。今後も引き続き知的障がい者の雇用の促進に努め利用者を見込みます。

■ 知的障害者職親委託事業

(人/年)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	1	1	1	1	1	1
実績	1	1	1			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

④ 日中一時支援事業

- 障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を提供します。
- 2015（平成 27）年度以降の実績値は計画値を上回っています。今後も実績値をもとに増加するものとして利用者を見込みます。

■ 日中一時支援事業

(人/年)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	50	55	60	80	85	90
実績	60	75	67			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

⑤ 社会参加促進事業

- ・スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障がい者の社会参加を促進します。
- ・今後も引き続き、障がい者の社会参加の促進に努めます。

■ 点字・声の広報等発行事業

(人/年)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	20	20	20	20	20	20
実績	16	16	15			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

■ 自動車運転免許取得・改造助成事業

(人/年)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	1	1	1	2	2	2
実績	1	1	0			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

■ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

(箇所)

	第4期			第5期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
計画	1	1	1	1	1	1
実績	1	1	1			

※2017(H29)年度は8月末までの実績

■ 地域生活支援事業見込み量一覧

事業名	単位	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
(1)理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
(2)自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
(3)相談支援事業				
① 障害者相談支援事業	実施箇所数	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
② 基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	有	有	有
③ 住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
(4)成年後見制度利用支援事業	実利用見込者数	4	4	4
(5)成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
(6)意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込者数	15	20	25
手話通訳者設置事業	実設置見込者数	1	1	1
(7)日常生活用具給付等事業				
① 介護・訓練支援用具	給付等見込件数	12	12	12
② 自立生活支援用具	給付等見込件数	21	21	21
③ 在宅療養等支援用具	給付等見込件数	29	34	40
④ 情報・意思疎通支援用具	給付等見込件数	40	40	40
⑤ 排泄管理支援用具	給付等見込件数	122	125	128
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付等見込件数	6	6	6
(8)手話奉仕員養成研修事業	実利用見込者数	20	20	20
(9)移動支援事業	実利用見込者数	40	45	50
	延べ利用見込 時間数	200	225	250
(10)地域活動支援センター	実施箇所数	1	1	1
	実利用見込者数	20	20	20

事業名	単位	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
(11)その他の事業				
訪問入浴サービス事業	実利用見込者数	18	21	24
更生訓練費給付事業	実利用見込者数	16	20	24
知的障害者職親委託事業	委託見込件数	1	1	1
日中一時支援事業	実利用見込者数	80	85	90
	述べ利用見込 日数	800	850	900
社会参加促進事業				
点字・声の広報等発行事業	実利用見込者数	20	20	20
自動車運転免許取得・改造 助成事業	実利用見込者数	2	2	2
スポーツ・レクリエーション教室 開催等事業	実施見込箇所数	1	1	1

第5章 見込量確保のための方策と計画の推進体制

1 見込量確保のための方策

各サービスの見込み量を確保するため、下記の方策に努めます。

- 相談者の利益を最優先に考え、必要と思われる支援を積極的に紹介し、相談者の自己選択・自己決定を促す丁寧な意思決定支援を実践します。
- 住み慣れた地域で生き生きとした生活がおくれるよう、関係機関や障がい福祉サービス事業所、当事者やボランティア団体などと連携し、障がい者の社会参加や社会活動を促進するための日中活動の場や機会の充実を図ります。
- 地域で生活する在宅支援として、グループホームの充実を図ります。また、このことにより施設入所者等からの地域移行を推進していきます。
- 伊達市自立支援協議会を中心に、障がい者本人、親などの意識や心配な事柄について、その状況の把握をしていきます。
- 今以上に障がい福祉サービスを利用しやすい状況とするため、介護保険事業所であっても、障がい福祉サービスを利用できる「共生型サービス」事業所の普及を図ります。
- 障がいを理由とする差別の解消を推進するため、市民が障がいについて理解し、可能な範囲で配慮していくことが重要であるため、法の趣旨や障がいについて理解を深める周知を行っていきます。
- 成年後見制度については、市民後見・法人後見の対応等様々な課題があることから、伊達市社会福祉協議会等関係機関と協力しながら、地域連携ネットワークの整備や利用促進計画の策定を含め、支援体制づくりを進めていきます。
- 市の広報紙やホームページ、冊子やパンフレットの配布、情報を記録した録音媒体の提供など、多様な広報・情報媒体を通じて、障がい福祉に関するサービスや各種支援制度などの内容を分かりやすく紹介し、障がい者やその家族が、自分に合ったサービスを適切に選択でき、利用できる情報提供の充実を図ります。

- 精神障がい者が病院から退院し、地域で生活することを希望する場合の「地域移行支援」や「地域定着支援」に対する相談体制を推進するとともに、地域移行後、地域で生活できる仕組みとしての地域包括ケアシステムを整備していきます。
- 障害者差別解消法の施行により、障がいのある人に対する理解がさらに広がるよう啓発・広報活動に努めるとともに、「障がい者差別解消支援地域協議会」の設置など、支援体制づくりに努めます。
- 一般企業等への就労を目標として、就業サポート専門員を活用し、関係機関と連携しながら障がい者の雇用枠を確保すると共に、就労後も安心して働くことができるよう支援を行います。
- 農業分野での障がい者の就労を支援し、障がい者の工賃向上及び農業の支え手の拡大等を図る手段について、検討していきます。

2 計画の推進体制

(1) 市内の推進体制の整備と市民・関係機関等の連携

計画の基本理念の実現に向けては、障がい者福祉の分野にとどまらず、市のさまざまな部局や関係機関との総合的な取り組みが重要です。今後、伊達市自立支援協議会を積極的に活用しながら計画を進めます。

また、市民や関係機関等と連絡・協議の上、計画を進めていくために、この計画の策定に関わった「伊達市障がい者計画等策定委員会」と連携し、市民のニーズの変化や社会動向に対応できるよう、計画の具体的な部分については適宜、見直しを行っていきます。

(2) 計画についての広報・啓発の推進

計画について、広く市民の理解や協力を得るために、市の広報紙やホームページなどさまざまな機会を通じて計画の広報・啓発活動を進めます。

(3) 計画の進行管理

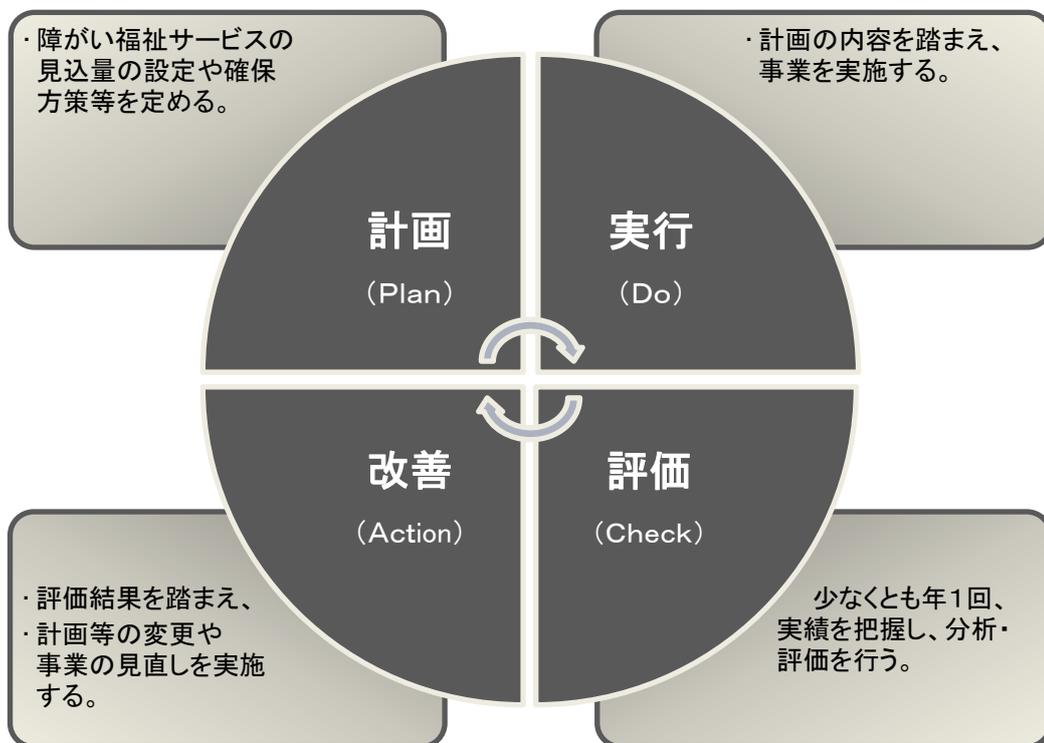
障害者総合支援法に基づき、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めたときは、計画を変更することなど必要な措置を講じる「PDCAサイクル※」を導入します。

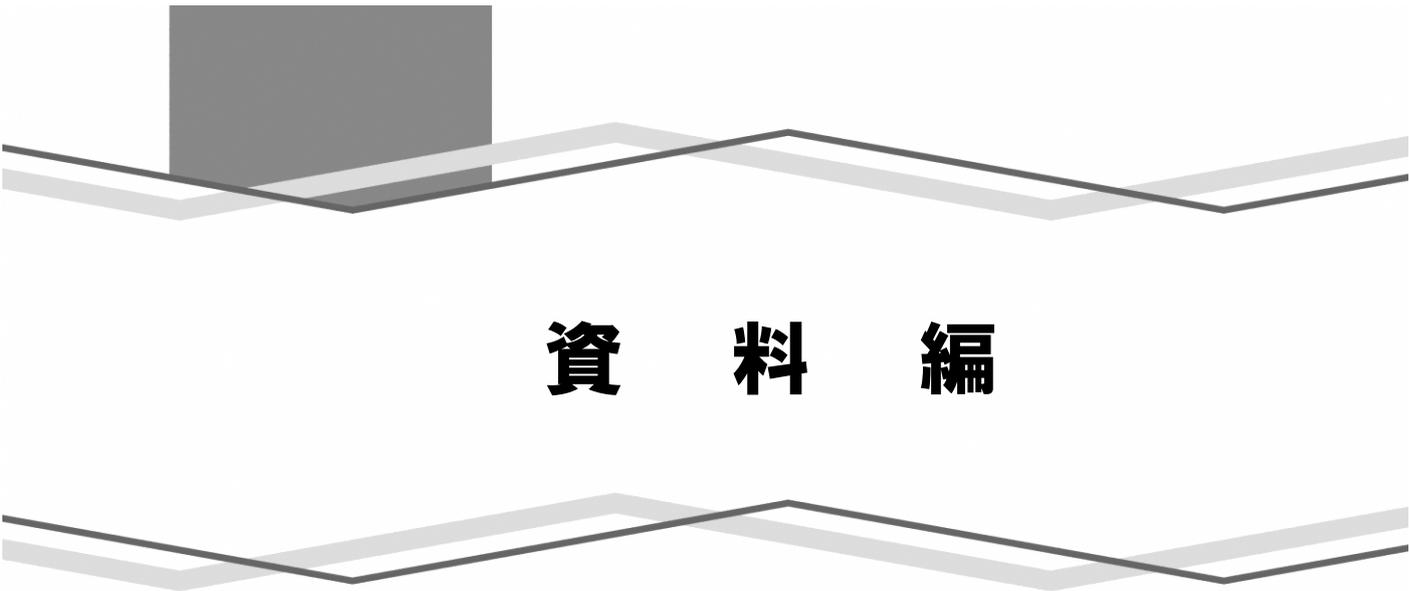
障がい福祉計画における目標等について、毎年実績を把握し、障がい福祉施策や関連施策の動向も踏まえながら、分析及び評価を行い、必要に応じて計画の見直し・改善措置等を講じるなどの対応に努めます。

※PDCAサイクルとは

「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Action）」のプロセスを順に実施していくものです。

■ PDCAサイクル概念図



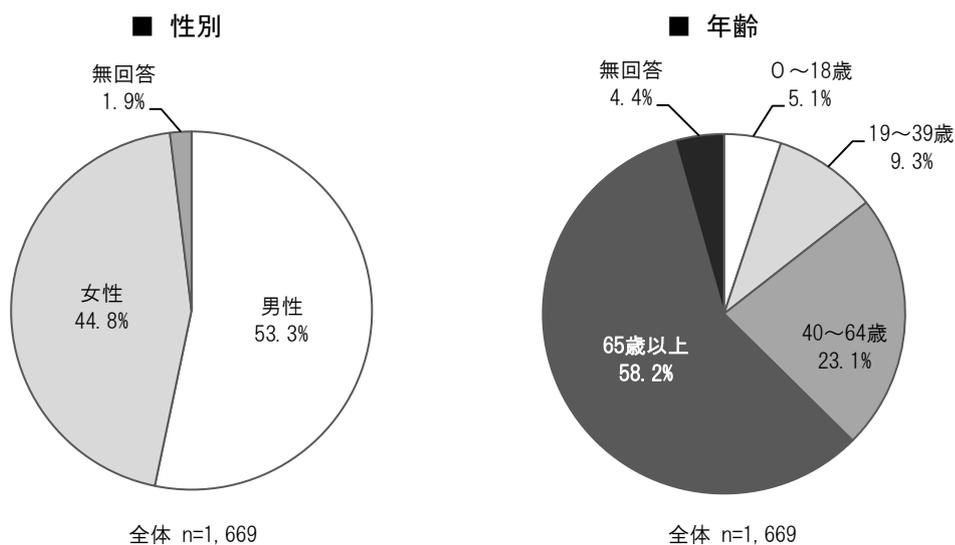


資料編

1 ニーズ調査結果にみる障がい者福祉の現状

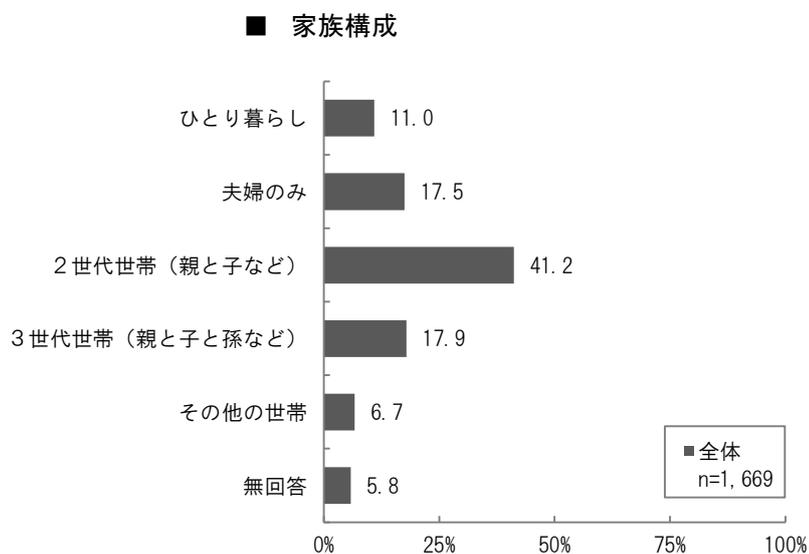
「伊達市 生活と福祉に関するニーズ調査（2017（平成29）年度実施）」からみた本市の身体・知的・精神障がい者の現状は以下のとおりです。

① 調査対象者の属性



問3 家族構成をお聞きます。施設に入所している方は、実家の状態をお答えください。（〇は1つだけ）

家族構成をみると、「2世代世帯（親と子など）」（41.2%）が最も多く、次いで「3世代世帯（親と子と孫など）」（17.9%）、「夫婦のみ」（17.5%）となっています。



② 介助（介護）者の状況

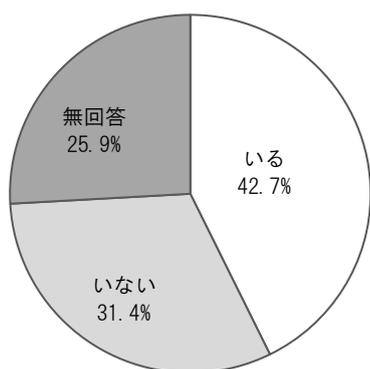
問 52 あて名のご本人（障がいのある方）を介助（介護）している方（ご家族など）はいますか。（〇は1つだけ）

問 53 主に介助（介護）をしている方はどなたですか。障がいのある方からみた関係をお答えください。（〇は1つだけ）

介助（介護）者がいるかをみると、「いる」（42.7%）、「いない」（31.4%）となっています。

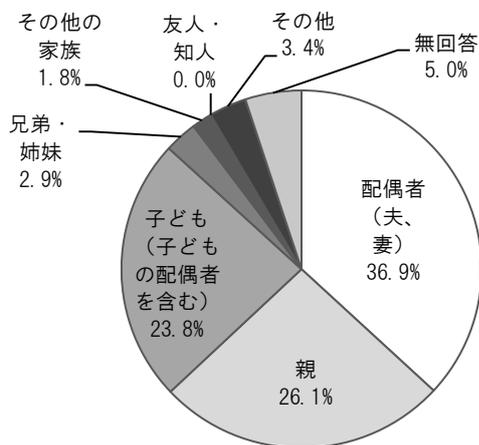
また、介助（介護）者の続柄は、「配偶者（夫、妻）」（36.9%）が最も多く、次いで「親」（26.1%）、「子ども（子どもの配偶者を含む）」（23.8%）となっています。

■ 介助（介護）者がいるか



全体 n=1,669

■ 介助（介護）者の続柄



全体 n=713

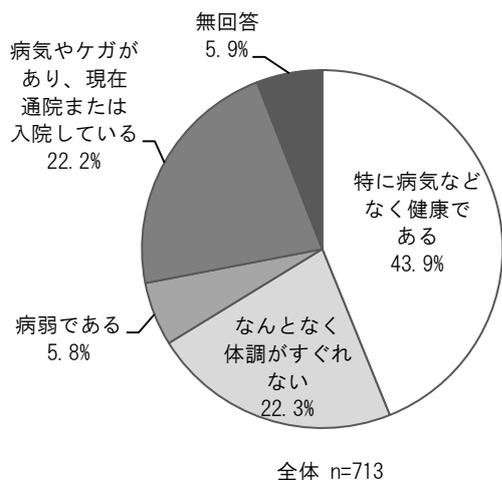
問 56 主に介助（介護）をしている方（ご家族など）の身体的な健康状態はいかがですか。（〇は1つだけ）

問 57 主な介助（介護）者の方は仕事をしていますか。（〇は1つだけ）

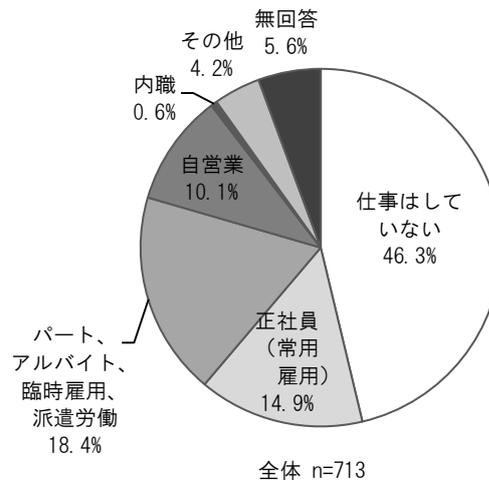
介助（介護）者の健康状態をみると、「特に病気などなく健康である」（43.9%）が最も多く、次いで「なんとなく体調がすぐれない」（22.3%）、「病気やケガがあり、現在通院または入院している」（22.2%）となっています。

また、介助（介護）者の就労状況をみると、「仕事はしていない」（46.3%）が最も多く、次いで「パート、アルバイト、臨時雇用、派遣労働」（18.4%）、「正社員（常用雇用）」（14.9%）となっています。

■ 介助（介護）者の健康状態



■ 介助（介護）者の就労状況

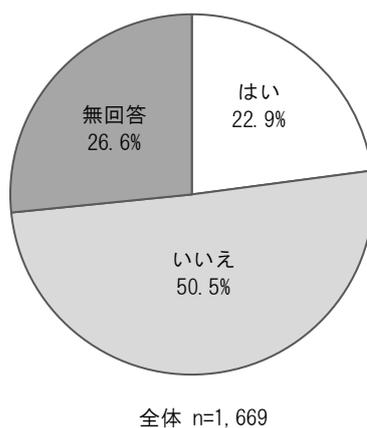


③ 福祉サービスや福祉制度に関する情報入手について

問 17 あなたは障がい福祉サービスを利用するための方法を知っていますか。
(○は 1 つだけ)

障がい福祉サービスを利用するための方法を知っているかをみると、「いいえ」は 50.5%、「はい」は 22.9%となっています。

■ 障がい福祉サービスを利用するための方法を知っているか

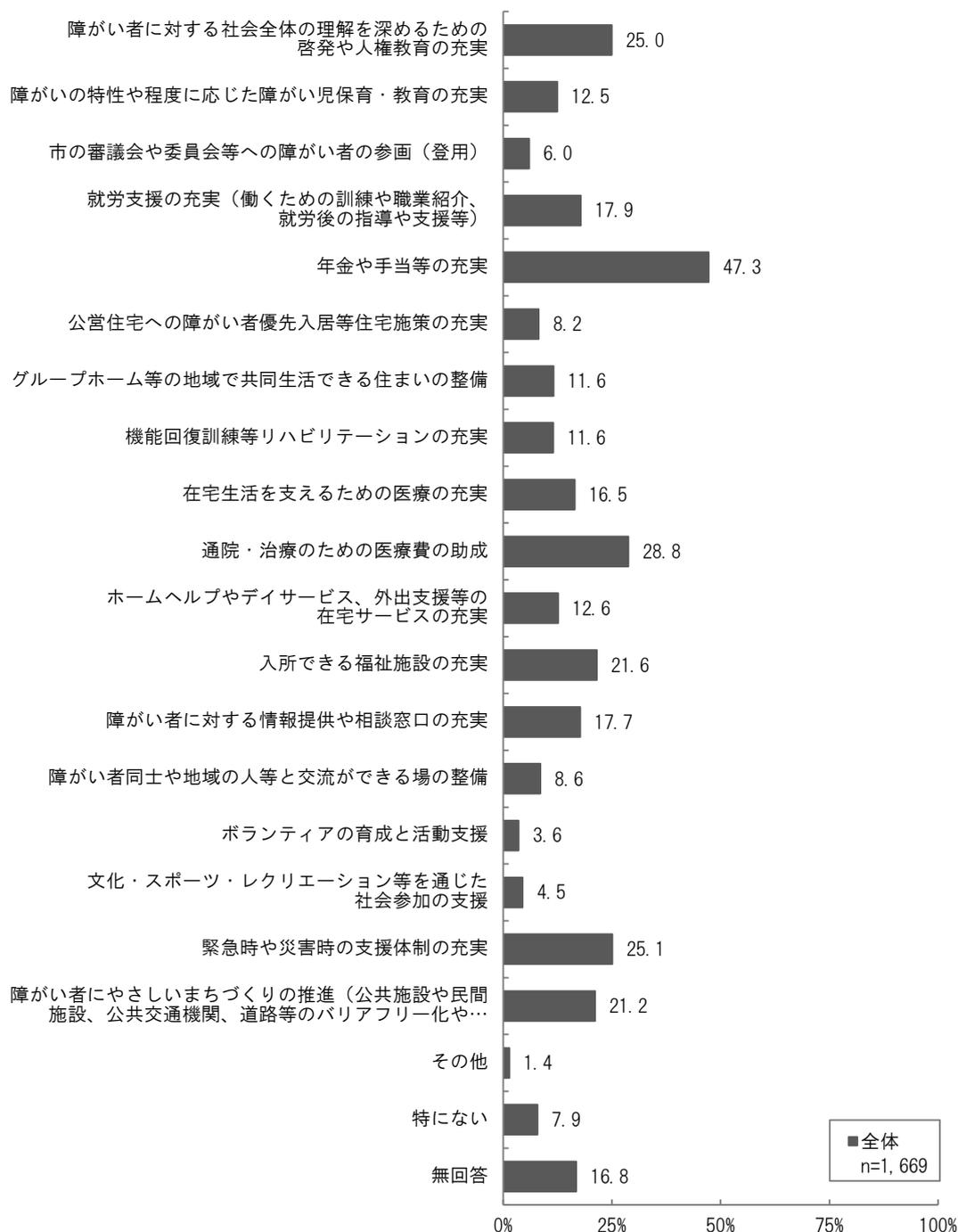


④ 障がい福祉サービスや行政の取組について

問 50 障がい者に対する支援として、行政（国・県・市）はどのようなことを充実すべきだと思いますか。（〇は5つまで）

障がい者に対する支援として充実すべきことをみると、「年金や手当等の充実」（47.3%）が最も多く、次いで「通院・治療のための医療費の助成」（28.8%）、「緊急時や災害時の支援体制の充実」（25.1%）となっています。

■ 障がい者支援として充実すべきこと



2 伊達市障がい者計画等策定委員会名簿

■ 委員名簿

		氏 名	団体名 役職
1	委員長	新村 繁文	福島大学行政政策学類 特任教授
2	副委員長	高橋 保	伊達市民生児童委員協議会 会長
3	委員	小野 正美	医療法人 西口ハートクリニック 院長
4	委員	森 美樹	伊達市保原地域包括支援センター 所長
5	委員	本田 祐史	NPO 法人 ひびきの会 障がい者相談 地域活動支援センターひびき 施設長
6	委員	五十嵐久美子	伊達市社会福祉協議会ヘルパーステーション 所長
7	委員	佐藤 孝浩	県北地区障がい福祉連絡協議会 理事
8	委員	西田 恵子	伊達市手をつなぐ親の会 会長
9	委員	菅野 明美	ほばらっこクラブ連絡会 会長

3 伊達市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画 策定経過

■ 第1回委員会

日時	2017(平成29)年6月28日(火) 13:30～
場所	伊達市役所本庁舎 2F(庁議室)
出席人数	10名
議題	①計画策定の方向性について ②計画策定スケジュールについて ③ニーズ調査について

■ 第2回委員会

日時	2017(平成29)年10月4日(火) 14:00～
場所	伊達市役所本庁舎 2F(庁議室)
出席人数	9名
議題	①ニーズ調査結果の概要について ②第4期障がい福祉計画の実績について

■ 第3回委員会

日時	2017(平成29)年12月22日(金) 14:00～
場所	伊達市役所本庁舎 2F(会議室2)
出席人数	12名
議題	障がい者計画及び第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画素案について

■ 第4回委員会

日時	2018(平成30)年2月23日(金) 14:00～
場所	伊達市役所本庁舎 2F(会議室2)
出席人数	9名
議題	障がい者計画及び第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画最終案について



伊達市 第3期障がい者計画
第5期障がい福祉計画
第1期障がい児福祉計画

発行日 2018（平成30）年3月
発行 伊達市 健康福祉部 社会福祉課
住所 〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地
連絡先 TEL：024-575-1274
FAX：024-576-7199

